

令和 6 年度自己点検・評価報告書

令和 7 年 4 月

一橋大学大学院法学研究科法務専攻

目次

I	本法科大学院の現況.....	4
1.	本法科大学院の目的	4
2.	本法科大学院の特徴	5
3.	本法科大学院の3ポリシー	7
(1)	ディプロマ・ポリシー	7
(2)	カリキュラム・ポリシー	7
(3)	アドミッション・ポリシー	10
4.	本法科大学院における開講科目一覧.....	13
5.	本法科大学院の教員・職員	17
6.	学生に関する現況.....	19
(1)	在校生の現況	19
(2)	入学試験の現況.....	20
(3)	修了者等の現況.....	21
7.	情報公開	22
II	自己点検・評価	29
1.	法科大学院の教育活動の現況【領域1】	29
《基準1-1》	法科大学院の目的が適切に設定されていること	29
《基準1-2》	教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、 必要な運営体制が適切に整備されていること	29
《基準1-3》	法科大学院の教育研究活動に関する情報の公表が適切であること	32
2.	法科大学院の教育活動等の質保証【領域2】	33
《基準2-1》	教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動 等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されてい ること	33
《基準2-2》	教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定 され、適切に実施されていること	34
《基準2-3》	法科大学院の目的に即した人材養成がされていること	35
《基準2-4》	教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の 取組が行われていること	36
《基準2-5》	教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質 の維持及び向上を図っていること	37
《基準2-6》	法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うとされている事項が適切に 実施されていること	39
3.	教育課程及び教育方法【領域3】	40

《基準 3－1》	学位授与方針が具体的かつ明確であること	40
《基準 3－2》	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	40
《基準 3－3》	教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること ..	40
《基準 3－4》	学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること	43
《基準 3－5》	教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること	48
《基準 3－6》	法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること	51
《基準 3－7》	専任教員の授業負担等が適切であること	51
4. 学生の受入及び定員管理【領域 4】		52
《基準 4－1》	学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること	52
《基準 4－2》	学生の受入が適切に実施されていること	53
《基準 4－3》	在籍者数及び実入学者が収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること	54
5. 施設、設備及び学生支援等の教育環境【領域 5】		54
《基準 5－1》	法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	54
《基準 5－2》	学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言・支援が行われていること	55
III 自己点検・評価の分析		58
1. 自己点検・評価の一覧		58
2. 自己点検・評価を踏まえた対応措置及び実施計画		65
(1) 令和 5 年度の主な対応措置		65
(2) 令和 6 年度の対応措置の実施計画		65

※以下の情報は、特に断りがない限り、令和 7 年 3 月 31 日現在のものである。

I 本法科大学院の現況

1. 本法科大学院の目的

一橋大学法科大学院における教育における最も基本的な目的は、専門能力を通じて社会に貢献することのできる法曹を育てることにある。これは、一橋大学研究教育憲章が掲げる、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。」との教育理念を、法曹養成という法科大学院教育の場合にあてはめたものでもある。このような大学の理念を基礎に、一橋大学法科大学院の養成する法曹は、社会の各分野において、法に関係する指導的役割を担うことのできる人材、幅広い教養を備えた公共的志操の高い専門人であることを目指している。これらを本学の伝統的基盤と実績とに即して具体化した教育目標として、次の3点を標榜している。

(1) ビジネス法務に精通した法曹

一橋大学は、政治経済社会の指導的担い手としての理想像を「キャプテンズ・オブ・インダストリー」との表現に求め、社会科学の理知、豊かな教養と感性、市民的公共性と国際性を備えた人材を産業界に輩出してきた。また、単科大学の伝統を背景に、学部を超えた科目履修が広く認められてきたほか、法学部と経済学部との間では、副専攻プログラムを設けて、法学部生にも体系的に経済学を学ぶことを奨励している。平成12年以降は、国際企業戦略研究科内に設置された経営法務専攻と緊密な連携を図ることによりビジネス・企業法務教育を充実させ、平成30年に同専攻が法学研究科内のビジネスロー専攻へ組織再編された後は連携を一層強化することで着実に成果を上げてきた。本学法科大学院は、このような実績と資源を活かしてビジネス・企業法務に精通し、かつ公共性を備えた法曹の養成を目指し、現代における社会的要請に応えようとしている。

(2) 国際的な視野をもった法曹

今後ますます複雑で多様なグローバル化が進行するなかで、国際感覚をもち、語学、外国法や国際関係に関する知識と素養を備えた法曹を養成することは、時代の要請である。平成27年に学長が示した大学強化プランと題する一橋大学の運営基本方針においても、研究・教育のグローバル化が主要な柱となっている。本学法学研究科は、元来法学と国際関係の2分野から出発し、平成30年にビジネスロー専攻が法学研究科内に編入された後も、国際関係の研究・教育の資源が充実しており、人材育成にも実績がある。また、経済学研究科との協力体制のもとに国際・公共政策大学院を設置し、国際的視野をもった政策提案のできる人材の養成にも取り組んでいる。さらに平成31年に社会科学系総合大学として唯一指定国立大学法人に指定され、グローバルに活躍できる高度の専門職（法曹や研究者）の育成に一層力を入れている（令和4年度学長年頭挨拶）。こうした環境を生かし、国際関係を専攻する教員の参加を得つつ、外国法等のカリキュラムを充実させ、国際的な視野をもった法曹を養成する。

(3) 人権感覚に富んだ法曹

現代社会において人権理念は社会と国家を通じた国際基準となっている。国内においては、とりわけ司法関係者の姿勢が問われている折、市民の要求に応えるべき法曹は、人権感覚を基礎に置いた倫理観を備える必要がある。本学の伝統的な教育理念である「キャプテンズ・オブ・インダストリー」も、社会の指導者としての倫理観を重視するものであった。法科大学院のすべての教育において人権理念を基礎に据えるとともに、人権関係科目・科目横断的法曹倫理教育の充実により、人権感覚に富み倫理性の高い法曹の養成に取り組んでいる。

以上の三つの理念は、相互に独立するものではなく、人材育成の重点的観点を示したものであって、修了生に共通して求められるものである。

本法科大学院は、長期的にみて社会に貢献できる高い志をもった人材の育成を目的としている。上述したところを含め、学生に対しては、常に、法曹となること自体が目標なのではなく、法曹として何にどう貢献していくかが課題であることを強調している。本法科大学院修了後の働き方、仕事の場合は多様であろうとも、それぞれの立場において指導的役割を担う人材の輩出を目指している。

2. 本法科大学院の特徴

(1) 一橋大学および法学研究科の沿革・理念

一橋大学は、明治8年に商法講習所として出発し、東京商科大学（大正9年）を経て、昭和21年に新制一橋大学となり、法学社会学部を設置した。昭和26年に社会学部と分離し、法学部としての独立した歩みを開始した。また、昭和28年には法学研究科が発足し、当初の1専攻から3専攻へとその組織を拡大した。

一橋大学は、「キャプテンズ・オブ・インダストリー」たることを事実上の校是として戴き、これまで多数の有能な人材を実業界に輩出してきた。これは、産業界における高貴な騎士道精神を前提にするものであり、一橋大学研究教育憲章は、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する。」との教育理念を掲げている。

本学の法科大学院は、このような伝統と実績、それに基づく資源を活かして、とりわけビジネス・企業法務に精通した法曹の養成を目指すこと、この分野の人材を含め、社会的公共性と豊かな構想力を備えた人材を輩出し、司法制度改革の理念と社会の期待に応えることが、本学の果たすべき責務でもあるとの考えのもとに設立された。平成12年以降は、国際企業戦略研究科内に設置された経営法務専攻と緊密な連携を図ることによりビジネス・企業法務教育を充実させ、平成30年に同専攻が法学研究科内のビジネスロー専攻へ組織再編された後は連携を一層強化することと着実に成果を上げてきた。

さらに、平成31年、一橋大学は「我が国の人文社会科学分野において教育研究の卓越性を誇る大学」として指定国立大学法人の指定を受け、社会科学分野の戦略的重点化領域を設定するとともに、令和5年度にソーシャル・データサイエンス領域における研究教育を飛躍的に充実させるためソーシャル・データサイエンス学部・研究科を設置することになった。これらの取組を通じ

て、自然・人文・社会諸科学の境界を越えた協働に向けて、文理横断の社会科学創造をめざしている。

（２）目的に応じた教育体制

本法科大学院が人材育成上の目的として掲げる第１は、ビジネス法務に精通した法曹の養成である。ビジネスロー関係科目の充実のもとより、３年次の選択コースとしてビジネスロー・コースを設置しているのが特徴である。このコースは、希望する学生を対象に、毎週金曜日に千代田キャンパスで開講される科目を選択履修させるものであり、同所にあるビジネスロー専攻の協力の下に、専任教員の他にも多くの実務家教員を招聘して専門性の高い実践的教育を行っている。

第２に、国際的な視野をもった法曹の養成に関しては、国際関係科目・外国法科目を充実させているほか、３年次において「英米法」または「法律英語」を必修としている。また、未修者・既修者試験ともに入試の評価項目として英語成績を加えていることも、本法科大学院の特徴の一つである。なお、カリフォルニア大学ヘイスティングス法科大学院(University of California Hastings College of the Law)との間で、本法科大学院修了生を毎年２名、ヘイスティングス法科大学院 LL.M. 課程に推薦することができる旨の協定を結んでいるほか、海外インターンシップや法整備支援活動への参加支援などの取組も進めている。

第３に、人権感覚に富んだ法曹の養成に関し、「人権クリニック」など、人権に関する科目を充実させている。

また、創立時より法曹倫理教育の開発と実践に積極的に取り組み、平成１６年度～１８年度には「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクト、平成１９年度・２０年度には、これをさらに発展させて、「継続的法曹倫理教育の開発」に取り組み、成果の一部をカリキュラムにも反映させている。

さらに、平成２７年度より、人権を擁護する活動に積極的に取り組む学外の実務家を講師とする講演会（人権講演会）を定期的に開催する取組を継続している。

（３）その他の特徴

施設面では、大学院研究棟に法科大学院専用の２フロアを確保し、法科大学院における多様な授業形態を想定して設計された講義教室のほか、法廷教室、資料室などの専用施設を配置している。

カリキュラムにおいては、未修者１年次に憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の基礎を高い密度で教育することにより、未修者教育に成果を上げている点や、本学学部を卒業または本法科大学院を修了したＯＢ・ＯＧなどの協力を得て、２年次の夏に希望者全員についてエクスターンシップを実施するなど、充実した法曹養成教育のための配慮をしている。

また、平成２６年度から始まった文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においても本法科大学院の取組は現在に至るまで安定的に高い評価を受けている。

１学年８５名（未修者２０名、既修者６５名）という規模であることで、学生と教員との間の距離が近い。学生相互の協力関係が醸成されて自主ゼミが盛んであり、法科大学院としても奨励している。このような自助・共助が教育効果を高め、実績を残していることも本学の特徴である。

3. 本法科大学院の3ポリシー

(1) ディプロマ・ポリシー

一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）では、豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成するとの理念に基づいて、1. に掲げる能力及び資質等を修得していることを2. で示す方法で確認し、修了の認定を行い、法務博士（専門職）の学位を授与します。

1. 修得する能力・資質等

- ①社会の各分野において、法に関係する指導的役割を担うことができ、幅広い教養を備えた公共的志操の高い法律家の資質を備えていること
- ②現在の日本社会が抱える法的課題を法律家として積極的に引き受け、それに対する解決策を、現状を十分に踏まえながら法の理念である正義の観点から現状を評価し、場合によっては現状を打破する方向での革新的な構想を現実的な形で提案しうる能力を有すること
- ③さらに具体化した目標として、(i) ビジネス法務に精通し、(ii) 広い国際的視野を持ち、(iii) 豊かな人権感覚を有していること

2. 修得した能力・資質の判定方法

- (1) 所定の修業年限以上在学したこと。
- (2) 上記目標を達成するために編成されたカリキュラムに沿った教育を受け、各学年次において、進級に際して定められた所定の単位数を修得し、最終的に課程修了に必要な所定の単位を修得したこと。なお、1年次については、進級要件として、進級試験に合格すること及び共通到達度確認試験において教授会が設定する水準の成績を収めていること。
- (3) 必修科目について設定された GPA 基準を充たしていること

(2) カリキュラム・ポリシー

一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）は、豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成するとの理念に基づいて、以下のとおり教育課程編成の考え方に基づく、学修内容及び学修方法、学修成果の到達目標、学修成果の評価方法により教育課程を実施します。

1. 教育課程編成の考え方

ディプロマ・ポリシーが示す通り、(1) ビジネス法務に精通した法曹、(2) 国際的な視野をもった法曹、(3) 人権感覚に富んだ法曹という、3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを目指しています。この教育目標を達成するため、学生が法学の基礎的な理解を確実に習得したうえで、それを現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力を培い、本学の

目指す特色ある法曹の育成に資するよう、体系的と一貫性のあるカリキュラムを用意しています。

2. 学修内容及び学修方法

(1) 1年次における学修

まず、法学未修者を対象とする1年次には、憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の5科目を配置し、2年次以降の学修の基礎・土台を確かなものにするという方針をとっています。これに、法学を初めて学ぶ人に法情報へのアクセスの方法や判例・文献の読み方から指導する「導入ゼミ」、近視眼的な法学修を相対化する「比較法制度論」、法曹養成にあたり必要不可欠な文章作成能力・論述力を養うための「法律文書作成ゼミ」等の履修が加わります。

(2) 2年次以降における学修

2年次以降には、1年次配当の5科目については実務法曹としての活動を念頭に修得済みの知識の確認をしたうえで、問題志向の課題についてソクラテス・メソッドやケース・メソッド等を用いた演習科目を配置します。このほか、行政法・商法等の科目について、1年次に履修した基本科目の知識を土台にして、効率的かつ立体的に履修するほか、多彩な選択科目群を提供します。また、こうした基盤をもとに2年次以降は、法律実務科目も多く学んでいくことになります。2年次にはエクスターンシップや法律相談クリニックが配置され、3年次には民事・刑事両方の模擬裁判を実施します。そのうえで2年次後期以降、「民事裁判基礎」、「法曹倫理」、「民事法務基礎」、「刑事実務概論」等の実務科目を履修します。

(3) 3年次における学修の特色

さらに、3年次には、多角的・実践的視点のみならず、きわめて少人数で特定テーマについて掘り下げた研究を行う「発展ゼミ」や、研究論文執筆を希望する者にリサーチペーパー執筆を伴う基本的研究指導を行う「法学研究」を置きます。

また、本法科大学院の教育理念が有する特色をはっきり示しているカリキュラムとして、以下のコース及び科目があります。

① ビジネスロー・コース

特に企業・ビジネス法務に関心の強い学生を対象にビジネスロー・コースを設けています。週に1日、千代田キャンパスで最新のビジネス現場を踏まえた実践的なカリキュラムによる授業が行われます。

② 国際的視野を養う機会

「英米法」、「法律英語」、「外国法文献読解」等、国際的視野を養う科目を設けています。また、外国の法曹資格を有する者や、企業取引などの経験を通じて日本及び外国の法律実務に関する知識を豊富に有する専任教員による授業が配置されています。さらに、本法科大学院は、法学研究科が招く外国人客員教授から教育上の協力を得ています。

③人権感覚を涵養する機会

「発展ゼミ」の中に人権実践に関するリーガルクリニック（人権クリニック）を設けているほか、人権擁護の先導的な活動を行っている外部の専門家による人権特別講義を定期的に開催しています。

なお、研究活動上の不正行為を防止するため、全学生を対象として、研究倫理教育を実施します。

3. 学修成果の到達目標

1年次の学修においては、基礎知識の定着と法的な考え方・法的な議論のあり方を体得させることを目標とします。

2年次以降の学修においては、基礎知識を現実の問題を解決するために使えるだけの応用力の養成を目指します。また、多彩な選択科目群の履修を通じて、指導的法曹としての活動の基盤形成に資するようにします。さらに実務系科目の履修は、法曹への意識を高め、学修への動機づけを図るとともに、実務的な能力を身に付けてもらい、それらを通じて、基礎知識の定着を図ります。

それに加えて3年次の「発展ゼミ」、「法学研究」は、法学教育に厚みを与え、学生の多様なニーズに応えます。

特色あるカリキュラムに関して、①ビジネスロー・コースは、ビジネスローに関する実践的かつ高度な専門知識の修得を目的とします。②国際的視野を養う機会の提供は、国際社会が求めるリーガルマインドや実務的な法のあり方の習得を目指します。③人権感覚を涵養する機会の提供は、21世紀社会における人権とは何かを、実社会や実務と現行法の関連の中で理解できるようにすることを目指します。

4. 学修成果の評価方法

シラバスに明示した成績評価方法に従って、論述式の筆記試験やレポート等だけでなく、授業中の発言などの平常点を加味して評価を行います。成績評価は、出席要件を満たすことを前提に、所定の評価割合に関するガイドラインに従って行われます。

本法科大学院は、成績評価の適切性・厳格性を確保するため、全学的に定められている成績評価基準に準拠して成績評価を実施すると共に、学生に成績説明請求を認めることで、成績評価に対する透明性と公平性を確保しています。

5. カリキュラムの改善

本法科大学院は、法科大学院長を中心に、その教育目標をよりよく達成できるよう、各科目の履修状況、成績評価等とともに、ファカルティ・デベロップメント（FD）会議での討議をもとに、カリキュラムの成果を不断に検証し、必要な見直しを行うこととしています。

(3) アドミッション・ポリシー

一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）は、豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成するとの理念に基づいて、以下のとおり入学者選抜を実施します。

1. 求める学生像

本法科大学院は、「ビジネス法務に精通した法曹」「国際的な視野を持った法曹」「人権感覚に富んだ法曹」という3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを目指しています。そして、本学のカリキュラムは、そのような法曹の育成に資するよう体系的に構築されており、本学の学位は、そのような法曹としての能力と資質を涵養した者に対して授与されることになります。そこで、本学では、次のような資質・知識・能力を持つ多様な人材を受け入れたいと考えています。

- (1) 豊かな人間性・感受性を持ち、現代社会における公正な法の運用において、指導的役割を果たそうという高い志を有している人材
- (2) 社会における課題を発見し、自分に備わっている基礎的な知識・技能と創造力を活用して、その解決を図るために粘り強く取り組むことができる人材
- (3) 問題解決のために必要となる思考力・判断力、表現力を有する人材
- (4) 自己の主体性を保ちつつ、多様なバックグラウンドを持つ人々とコミュニケーションを交わし、協働して学ぶ姿勢がある人材
- (5) 国際的な視野と、英語による授業に対応できる基礎的な力を身につけている人材

2. 入学者選抜の基本方針

本法科大学院は、以下の(1)～(3)を入学者選抜の基本方針としています。

(1) 公平性・開放性・多様性を確保する。

本法科大学院は、法科大学院制度が法学に純化した学修者だけでなく、広く人材を受け入れることを理念としていることに鑑み、入学者選抜において何よりも、公平性・開放性を重視しています。出身大学や学部、専門の如何を問わず、全国の有為の人材を求めます。

(2) 法律学の基礎的な学識を有する者とともに、多様な知識・経験を有する者を受け入れる。

法は、社会のあらゆる分野に及んで、人の生活に関係しています。公正な法の運用は、複雑化した現代社会においてますます重要性を増しています。他方で、法の扱う対象も、法の体現すべき正義も、利害関係の対立も、時代とともに動いていきます。正確な法律学の学識ある者が求められるのはもちろんですが、このような状況において、法曹としての的確な活動が期待されるとき、必要なのは、現時点における細かい知識の豊富さよりは、時代を超えて維持されるであろう、また、維持されるべきである基礎的な学識であり、その応用力です。また、扱う領域が広いこと、他方で、専門化が進む社会において法律家にも専門性が求められる場面が増加すること等を考慮すると、多様な知識・経験を土台として有する人々が、法

的知識・技能を身につけることが重要だと考えられます。

本法科大学院は、このような考え方にに基づき、問題意識をもって丁寧に法律を学んできた者と、法については素人であるが、それぞれの分野での知識を蓄え、経験を積んできた人々を広く求めています。

(3) 社会人・他学部出身者の入学を促進する。

本法科大学院では、(1)に掲げたような公平性に留意しながら、(2)に示した理念を体现すべく、社会人としての活動実績を適確に評価するように工夫し、他学部出身者についても、各人がそれぞれの分野で取り組んだ学業の成果(学業成績)を法曹としての学修の土台として適切に評価するように努めています。

3. 「学力の3要素」の多面的・総合的な評価方法

(1) 評価方法

法学未修者については、「一般選抜」を実施しています。英語の成績による第1次選抜の合格者に対して、第2次選抜を行います。第2次選抜は、小論文試験の結果と、第1次選抜の成績・自己推薦書・学業成績の審査結果を総合して行います。そして、第2次選抜の合格者に対して、第3次選抜として面接試験を行い、面接試験の結果と第2次選抜試験までの結果を総合して最終的な合格者を決定します。

法学既修者については、「一般選抜」と「5年一貫型教育選抜」を実施しています。「一般選抜」では、英語の成績による第1次選抜の合格者に対して、第2次選抜を行います。第2次選抜は、法学論文試験(民事法〔民法・民事訴訟法〕・刑事法〔刑法・刑事訴訟法〕・憲法)の結果と、第1次選抜の成績・自己推薦書・学業成績の審査結果を総合して行います。そして、第2次選抜の合格者に対して、第3次選抜として面接試験を行い、面接試験の結果と第2次選抜試験までの結果を総合して最終的な合格者を決定します。「5年一貫型教育選抜」は、「一橋大学法科大学院(法学研究科法務専攻)と一橋大学法学部法曹コースの法曹養成連携協定」に基づき、本法科大学院の教育課程と接続し、効果的で一貫した教育を目的とした一橋大学法学部の教育課程における教育を受けた者に対して、法学既修者の入学者定員枠の一定数を、論述式の試験によらない評価方法によって選抜するものです。具体的には、英語力・学業成績・自己推薦書・面接試験の結果を総合評価して最終的な合格者を決定します。法学既修者については、本法科大学院2年次の授業に参加しうる水準にあると評価できる者を合格者とします。

(2) 「学力の3要素」と評価項目の関係

入試区分	入学者選抜方法	知識・技能	思考力・判断力・表現力等の能力	主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
未修者	英語の成績	○	○	
	小論文試験	○	○	

		自己推薦書	○	○	○
		学業成績	○	○	
		面接	○	○	○
	既修者 (一般)	英語の成績	○	○	
		法学論文試験	○	○	
		自己推薦書	○	○	○
		学業成績	○	○	
		面接	○	○	○
	既修者 (5年一貫型 教育選抜)	英語の成績	○	○	
		自己推薦書	○	○	○
		学業成績	○	○	
		面接	○	○	○

4. 本法科大学院における開講科目一覧

2024 年度開設科目

科目区分			科目名	単位数	備考
法律 基本 科目	公法系科目 (憲法・行政 法)	基礎科目	憲法Ⅰ	2	
			憲法Ⅱ	2	
			行政法基礎	2	
		応用科目	公法演習Ⅰ	2	
			公法演習Ⅱ	1	
			公法演習Ⅲ	1	
			行政法応用	2	
	民事系科目 (民法、商 法、民事訴 訟法)	基礎科目	民法Ⅰ	3.5	
			民法Ⅱ	3.5	
			民法Ⅲ	4	
			民法Ⅳ	1	
			民事訴訟法	4	
			会社法	4	
			商法総則・商行為・手形小切手	2	
		応用科目	民事法演習Ⅰ	2	
			民事法演習Ⅱ	2	
			民事法演習Ⅲ	2	
			民事法演習Ⅲ(追加分)	1	旧カリ
			民事判例研究	1	
			企業法演習Ⅰ	2	
			企業法演習Ⅱ	1	
			企業法演習Ⅲ	1	
	刑事系科目	基礎科目	刑法Ⅰ	4	
			刑法Ⅱ	2	
			刑事訴訟法	4	
		応用科目	刑事法演習Ⅰ	2	
			刑事法演習Ⅱ	2	
			刑事法演習Ⅲ	1	
	その他	基礎科目	導入ゼミ	1	
			法律文書作成ゼミ	1	
		応用科目	問題解決実践	2	
法 律	法曹倫理		法曹倫理Ⅰ	1	
			法曹倫理Ⅱ	1	

実務基礎科目	民事訴訟実務の基礎	民事裁判基礎Ⅰ	1	
		民事裁判基礎Ⅱ	2	
	刑事訴訟実務の基礎	刑事実務概論	1	
	模擬裁判	模擬裁判（民事）	1	
		模擬裁判（刑事）	2	
	ローヤリング	民事法務基礎	2	
	クリニック	法律相談クリニック	1	
	エクスターンシップ	エクスターンシップ	1	
基礎法学・隣接科目		公法系訴訟実務の基礎	1	
		比較法制度論	1	
		法哲学	2	
		法社会学	2	
		比較法文化論	2	不開講
		西洋法制史	2	不開講
		日本法制史	2	
		中国法	2	
		英米法	2	
		法律英語（渉外法務）	2	
		法と心理学	2	
		法と経済学	2	
展開・先端科目	倒産法	倒産処理法Ⅰ	2	
		倒産処理法Ⅱ	2	
	租税法	租税法Ⅰ	2	
		租税法Ⅱ	2	
	経済法	発展ゼミⅠ（経済法）	2	
		独占禁止法Ⅰ	2	
		独占禁止法Ⅱ	2	
	知的財産法	発展ゼミⅠ（知的財産法）	2	
		知的財産法Ⅰ	2	
		知的財産法Ⅱ	2	
	労働法	発展ゼミⅠ（労働法）	2	
		労働法Ⅰ	2	
		労働法Ⅱ	2	
	環境法	発展ゼミⅠ（環境法）	2	
		環境法Ⅰ	2	
		環境法Ⅱ	2	
	国際関係法（公法系）	発展ゼミⅠ（国際法）	2	

		国際公法Ⅰ	2	
		国際公法Ⅱ	2	
		国際公法Ⅲ	2	
	国際関係法（私法系）	発展ゼミⅠ（国際私法）	2	
		国際私法Ⅰ	2	
		国際私法Ⅱ	2	
	上記以外	発展ゼミⅠ（民事実務）	2	
		発展ゼミⅠ（刑事実務）	2	
		発展ゼミⅡ（民事訴訟法）		
		発展ゼミⅡ（英米法）		
		発展ゼミⅡ（比較刑事法）	2	
		発展ゼミⅡ（刑事法）	2	
		発展ゼミⅡ（民法）	2	
		発展ゼミⅡ（憲法）	2	
		発展ゼミⅡ（リーガル・イノベーション）	2	
		少年法	2	
		民事執行法	2	
		比較刑事司法	2	
		信託法	2	不開講
		刑事証拠法	2	旧カリ
		消費者法	2	
		社会保障法	2	
		金融商品取引法	2	
		情報法	2	
		医事法	2	
		国際取引法	2	
		EU法	2	
		国際関係学	2	
		外国法文献読解Ⅰ	2	
		外国法文献読解Ⅱ	2	不開講
		実践ビジネスローⅠ★	1	
		実践ビジネスローⅡ★	1	
		ワールド・ビジネス・ロー★	2	
		企業法務Ⅰ（企業法務・交渉）★	2	
		企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）★	2	
		実践ゼミ（知的財産法）★	1	
		実践ゼミ（独占禁止法）★	1	

	実践ゼミ（国際経済法）★	1	
	実践ゼミ（税法）★	1	
	M&A の法務Ⅱ （ポラリス・キャピタル寄附講義）■	2	
	信託と金融実務■	2	
	M&A の法務（国際事業再編）■	2	
	Web3・メタバースと法 （KDDI グループ寄附講座）■	1	
	公正取引と法■	2	
	倒産関係法■	2	
	国際税務戦略■	2	
	意匠法■	1	
	法務特別講義Ⅷ■	1	
	労働紛争処理法■	2	
	ライセンス契約法■	2	
	商標法・不正競争防止法■	2	
	金融取引と法■	2	
	国際法務戦略■	2	
	ベンチャー企業と法■	1	
	SDGs と法	1	
	アメリカ企業課税法■	1	
	国際租税法Ⅱ■	1	
	法務特別講義Ⅰ■	2	
	法務特別講義Ⅱ■	2	
	法学研究	4	

★はビジネスロー・コース科目

■はビジネスロー専攻共修科目

5. 本法科大学院の教員・職員

2024 年度専任教員

氏 名	職 名	専門分野	備 考
相澤 美智子	教授	労働法	
青木 孝之	教授	刑事実務	
石田 剛	教授	民法	
仮屋 広郷	教授	商法	
小林 一郎	教授	国際取引法	
酒井 太郎	教授	商法	
杉山 悦子	教授	民事訴訟法	
高平 奇恵	教授	刑事訴訟法・刑事実務	2025 年 1 月 1 日昇任
竹下 啓介	教授	国際私法	
但見 亮	教授	中国法	
只野 雅人	教授	憲法	
玉井 利幸	教授	商法	
鳥山 泰志	教授	民法	
本庄 武	教授	刑法	
水元 宏典	教授	民事訴訟法	
緑 大輔	教授	刑事訴訟法	
ジョン・ミドルトン	教授	英米法	
柳 武史	教授	経済法	2024 年 12 月 1 日昇任
山本 和彦	教授	民事訴訟法	
石綿 はる美	准教授	民法	2024 年 4 月 1 日異動
小峯 庸平	准教授	民法	
高橋 真弓	准教授	商法	
土井 翼	准教授	行政法	
射手矢 好雄	特任教授	ビジネス・ロー	
道面 正朋	特任教授	刑事実務	2024 年 4 月 1 日採用
野田 聖子	特任教授	民事実務	
森川 さつき	特任教授	民事裁判	

2024 年度兼任教員

氏 名	職 名	専門分野	備 考
安藤 馨	法学研究科 教授	法哲学	
生貝 直人	法学研究科 教授	情報法	

井上 由里子	法学研究科 教授	知的財産法	
江藤 祥平	法学研究科 教授	憲法	
角田 美穂子	社会科学高等研究院 教授	リーガルイノベーション	
田中 良弘	法学研究科 教授	行政法	
長塚 真琴	法学研究科 教授	知的財産法	
中西 優美子	法学研究科 教授	EU 法	
野口 貴公美	法学研究科 教授	行政法	
松園 潤一郎	法学研究科 教授	日本法制史	
麻川 倫広	法学研究科 准教授	知的財産法	
クォン ヨンソク	法学研究科 准教授	国際関係学	
平良 小百合	法学研究科 准教授	憲法	
藤岡 祐治	法学研究科 准教授	租税法	
王 雲海	法学研究科 特任教授	比較刑事法	

2024 年度兼任教員

氏 名	本務先職名
飯田 高	東京大学社会科学研究所 教授
市川 充	リソルテ総合法律事務所 弁護士
大澤 彩	法政大学法学部 教授
小川 祐之	常葉大学法学部 准教授
小田 勇一	弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士
織 朱實	上智大学大学院地球環境学研究科 教授
嘉多山 宗	創価大学法務研究科 教授
葛野 尋之	青山学院大学法学部 教授
児玉 安司	新星総合法律事務所 弁護士
佐伯 昌彦	立教大学法学部 教授
佐藤 弥恵	マックス・プランク国際・欧州規制手続法研究所 リサーチフェロー
品谷 篤哉	立命館大学法学部 教授
下山 憲治	早稲田大学 法学学術院 教授
長屋 文裕	長屋文裕法律事務所 弁護士
中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所 弁護士
贅田 健二郎	立川フォートレス法律事務所 弁護士
増田 幸弘	日本女子大学人間社会学部 教授
松原 拓郎	井の頭法律事務所 弁護士
南 諭子	津田塾大学国際関係学科 准教授

八木 敬二	成蹊大学法学部 准教授
渡辺 豊	新潟大学法学部・大学院現代社会文化研究科 教授
有吉 尚哉*	西村あさひ法律事務所 弁護士
石井 裕介*	森・濱田松本法律事務所 弁護士
伊東 啓*	西村あさひ法律事務所 弁護士
江崎 滋恒*	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
毛塚 衛*	横浜馬車道法律事務所 代表弁護士
小松 誠志*	小松誠志税理士事務所 所長 税理士
佐藤 丈文*	西村あさひ法律事務所 弁護士
島田 哲宏*	島田哲宏税理士事務所 代表 税理士
末 啓一郎*	ブレイクモア法律事務所 弁護士
田中 康之*	株式会社 ASPASIO 代表取締役 公認会計士
寺門 峻佑*	TMI 総合法律事務所 弁護士
戸倉 圭太*	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
戸田 暁*	TMI 総合法律事務所 弁護士
中尾 雄史*	フレッシュフィールドズ ブルックハウス デリンガー 法律事務所 弁護士
根本 剛史*	西村あさひ法律事務所 弁護士
山田 篤*	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士

* ビジネスロー・コース担当教員

2024 年度職員

配置場所	職名	人数
法学研究科事務室	事務長	1
法科大学院事務室	事務長代理（法科大学院担当）	1
	法科大学院係長	1
	事務補佐員	2
法科大学院準備室	助手	1
	事務補佐員	2

6. 学生に関する現況

(1) 在校生の現況

入学定員・収容定員

入学定員（標準修業年限 3 年）			収容定員
未 修	既 修	合 計	
20	65	85	255

入学者数 () は社会人で内数 【 】は一橋法曹コース出身者で内数

年度	未修	既修	合計	未修者の割合	社会人の割合	法曹コース出身者の割合
2024	21(5)	68(6) 【21】	89(11) 【21】	23.6%	12.4%	23.6%
2023	20(5)	64(5) 【16】	84(10) 【16】	23.8%	11.9%	19.0%
2022	20 (3)	70(3) 【5】	90(6) 【5】	22.2%	6.7%	5.6%
2021	17 (3)	79 (4)	96 (7)	17.71%	7.29%	-
2020	13 (3)	74 (1)	87 (4)	14.94%	4.60%	-

在籍者数 (2024 年 5 月 1 日現在) () は社会人で内数

区分	1 年次	2 年次	3 年次	合計
未修	23(6)	20(6)	20(3)	63(15)
既修	-	69(6)	61(5)	130(11)
計	23(6)	89(12)	81(8)	193(26)

(2) 入学試験の現況

年度	未修/既修	定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	定員充足率
2025 年度	法学未修者	85	71	71	19	-	-
	法学既修者		215	215	55	-	
	5 年一貫		38	38	23	-	
2024 年度	法学未修者	85	83	83	22	21	105%
	法学既修者		212	212	57	50	
	5 年一貫		18	18	18	18	
2023 年度	法学未修者	85	89	89	21	20	99%
	法学既修者		295	295	52	48	
	5 年一貫		18	18	18	16	
2022 年度	法学未修者	85	164	142	20	20	106%
	法学既修者		395	339	72	70	
2021 年度	法学未修者	85	99	87	20	16	112%
	法学既修者		302	257	87	80	
	法学既修者		202	202	77	74	

(3) 修了者等の現況

修了者数

() は社会人で内数

年度	修了者数		
	未修者	既修者	合計
2024 年度	20 (3)	61 (5)	81 (8)
2023 年度	16 (1)	68 (3)	84 (4)
2022 年度	5 (1)	69 (4)	74 (5)
2021 年度	13 (2)	61 (1)	74 (3)
2020 年度	16 (1)	68 (5)	84 (6)

退学者数

年度	退学理由			
	予備試験合格/ 司法試験合格	進路変更	健康上の理由	その他
2024 年度	1	1	0	1
2023 年度	3	1	0	1
2022 年度	5	2	1	2
2021 年度	11	0	0	0
2020 年度	7	2	1	4

標準修業年限内修了率

() は社会人で内数

入学年度	未修者			既修者		
	修了者数	入学者数	標準修業年 限内修了率	修了者数	入学者数	標準修業年 限内修了率
2023 年度	-(-)	20(5)	-(-)	61(5)	64(5)	95.31% (100%)
2022 年度	19(2)	20(3)	95.00% (66.67%)	68 (3)	70(3)	97.14% (100%)
2021 年度	14 (1)	16(2)	87.50% (50.00%)	67(4)	79(4)	83.75% (100%)
2020 年度	5(1)	13(3)	38.46% (33.33%)	61(1)	74(1)	82.43% (100%)
2019 年度	12(2)	15(3)	80.00% (66.67%)	67(5)	74(5)	90.54% (100%)
2018 年度	15(1)	16(1)	93.75% (100%)	69(3)	76(3)	90.79% (100%)

2024 年度標準修業年限内修了者数： 80 人（未修 19 人、既修 61 人）― [a]

2022 年度入学者数： 未修 20 人 ― [b]

2023 年度入学者数： 既修 64 人 ― [c]

2024 年度標準修業年限内修了率： [a] / ([b] + [c]) = 95.24 %

累積標準修業年限内修了率（2004 年度～2024 年度）

未修： 82.93% 既修： 91.16%

司法試験合格者数

司法試験 実施年	司法試験 合格者数	内 訳		合格率 (合格者/受験者)	内 訳	
		未修	既修		未 修	既 修
2024 年	60	7	53	48.8%	20.0%	60.2%
2023 年	121	11	110	67.2%	33.3%	74.8%
2022 年	66	9	57	60.0%	31.0%	70.4%
2021 年	64	13	51	58.2%	40.6 %	65.4 %
2020 年	84	17	67	70.6%	47.2 %	80.7 %

修了者の活動状況（2024 年 4 月現在）

司法修習	裁判官	検察官	弁護士	進学	官公庁	研究機関/ 教育機関	企業	司法試験 受験準備	不明	修了生 合計
125	121	85	903	2	19	8	22	81	241	1,607

司法修習後の任用者数

司法修習期	裁判官	検察官	弁護士
第 75 期	3	7	54
第 74 期	2	7	73
第 73 期	5	6	54
第 72 期	11	7	52
第 71 期	9	2	44

7. 情報公開

法令により公表が求められている事項

No	公表が求められている事項（法令の条文等抜粋）		公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL 等））
	《学校教育法 第 109 条》		
1	第	大学は、その教育研究水準の向上に資する	法科大学院認証評価

1 項	ため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。	自己評価書、評価結果 https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/assessment/certification-evaluation/index.html#senmon
《学校教育法施行規則 第158条》		
2	学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	法科大学院認証評価 自己評価書、評価結果 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/check/selfcheck/
《学校教育法施行規則 第172条の2》		
3 第1項	大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。	
4	一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること	目的 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/ディプロマ・ポリシー https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/3_policy/diploma_policy/ カリキュラム・ポリシー https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/3_policy/curriculum_policy/ アドミッション・ポリシー https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/3_policy/admission_policy/
5	二 教育研究上の基本組織に関すること	一橋大学機構図 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_a.pdf
6	三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	法科大学院の教員紹介 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/professor/
7	四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/

		学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	
8		五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること	シラバス、学年暦、学生便覧 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/tocurrentstudent/
9		六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	※No17～18 に記載
10		七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	建物・土地面積 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_2.pdf 研修施設等 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_1.pdf 建物配置図 https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_k_3.pdf
11		八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	※No25 に記載
12		九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生支援 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/support/
13	第2項	専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表する	法科大学院の教員紹介 https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/professor/ 法律相談クリニック https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/clinic/

		ものとする。	エクスターンシップ https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/exturnship/ ビジネスロー・コース https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/businesslaw/
14	第4項	大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。	※No16 に記載
《法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条》			
15		法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。	
16		一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/exam/e-6/
17		二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/
18		三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/
19		四 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/course/
20		五 その他文部科学省令で定める事項	※No22～27 に記載
《専門職大学院設置基準 第20条の7》			
21		連携法第五条第六号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
22		一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/exam/pastexam/
23		二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/
24		三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/course-2023/

		目として開設するものの名称	
25		四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/support/
26		五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第一条第一項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/ https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/course/
27		六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（第二十条の八第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあつては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	次表参照

法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項

No	公表が求められている事項（法令の条文等抜粋）		公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL等））
	《専門職大学院設置基準 第20条の7》		
1	第1項	六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（第二十条の八第二項において「認定法曹養成連携協定」とい	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/course/

		う。)の目的となる法科大学院(以下「認定連携法科大学院」という。)にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(以下「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者(当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	
	《法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン 5 その他法科大学院に求められる事項(1) 法科大学院の教育課程等の公表》		
2		① 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	法学部法曹コース https://www.law.hit-u.ac.jp/faculty/lawyer/
3		② 成績評価の基準及び実施状況	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/
4		③ 修了認定の基準及び実施状況	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/
5		④ 司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/
6		⑤ 修了者の進路に関する状況	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/course/
7		⑥ 志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/exam/pastexam/
8		⑦ 標準修業年限修了率及び中退率	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/
9		⑧ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/wp-content/uploads/2022/03/curriculum_tree.pdf
10		⑨ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/support/
11		⑩ 社会人・法学未修者の入学者の割合と	https://www.law.hit-

		それらの司法試験合格率	u.ac.jp/lawschool/about/ https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/course/
12		⑪ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コース（以下「認定法曹コース」という。）からの入学者の割合とその司法試験合格率	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/ https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/course/
13		⑫ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率	https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/course/

Ⅱ 自己点検・評価

1. 法科大学院の教育活動の現況【領域 1】

《基準 1－1》 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【評価】 S

本報告書「Ⅰ 法科大学院の現況」「1. 本法科大学院の目的」に記載のとおり、法科大学院の目的は適切に設定されていると評価することができる。

【分析項目 1－1－1】 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【評価】 S

本報告書における「Ⅰ 法科大学院の現況」「1. 本法科大学院の目的」に記載のとおり、法科大学院の目的は適切に設定されている。また、法科大学院の目的に応じた適切なディプロマ・ポリシー（本報告書 7 頁）も設定されている。

【特記事項】

本法科大学院の目的が適切に設定されていると共に、令和 6 年度においても、以下の個性・特色ある取組を行うことにより、目的を達成するための活動を適切に行っている。

- (i) 学生の啓発とキャリア形成支援を主な目的として、定期的に「人権講演会」を実施し、人権擁護のため最前線で精力的な活動をされている学外の実務家の方々の講義を聴講する機会を設けている。令和 6 年度においても、以下の人権講演会を実施した。

日時	講師	報告題目
令和 6 年 6 月 19 日	池田 清貴 弁護士	子どもの人権 ～意見表明権を中心に～

- (ii) 国際的な活躍を期待できるビジネスローヤーを育成するために、外国におけるエクスターンシップや外国のロースクールへの短期留学を支援し、法整備支援の一貫としての日本法講師体験などの企画に学生を派遣する体制を整えている。令和 6 年度においては、香港の法律事務所でのエクスターンシップに 4 名、シンガポールの法律事務所でのエクスターンシップに 3 名の学生が参加した。また、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの上級サマースクールに 1 名の学生を派遣した。
- (iii) 修了生が在学学生を密にサポートする体制が整えられており、さらに研究者を志す修了生の学修指導への関与を通じて、若手研究者養成のための好循環が生み出されつつある。令和 6 年度には令和 5 年度修了生 2 名が博士後期課程に進学した。

《基準 1－2》 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

【評価】 A

本報告書「Ⅰ 法科大学院の現況」「5. 本法科大学院の教員・職員」に記載のとおり、教育活動を展開する上で必要な教員等が適切に配置されている。また、法科大学院の運営に必要な教授会や事務組織も、適切に整備されている。

[分析項目 1－2－1]

専任教員大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること

【評価】 A

専任教員大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らすと、専任教員数は 12 人以上、専任教員 1 人当たりの学生収容定員は 15 人以下であるが、令和 6 年 5 月 1 日現在、193 名の学生数に対して 27 名の専任教員（内、実務家・専任教員 2 名、実務家みなし専任教員 4 名）が配置されており、必要な人数の専任教員が配置されている。また、15 名の兼任教員、37 名の兼任教員が配置されており、必要な教育体制が確保できている。

【特記事項】

1. 専任教員

必置専任教員の半数以上が教授であること、令和 6 年 5 月 1 日現在の年齢構成は 60 代 4 名、50 代 14 名、40 代 7 名、30 代 2 名となっており、非常にバランスのとれたものとなっていることは、特記すべきである。

2. 実務科教員

必置専任教員のうち概ね 2 割以上は、専攻分野における概ね 5 年以上の実務の経験を有している。また、実務家教員はすべて法曹経験者で構成されている。さらに、必置実務家教員の 3 分の 2 までは、年間 6 単位以上の授業を担当し、かつ、教育課程の編成など法科大学院の運営を担っている。

[分析項目 1－2－2]

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

【評価】 A

法科大学院の運営については、法科大学院教授会を中心としつつ、法科大学院が所属する一橋大学大学院法学研究科の教授会（法学研究科・法学部教授会）及び法学研究科委員会でも審議が行われる。令和 6 年度においても下記のとおり開催されており、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する等、必要な活動を行っている。また、法科大学院には法科大学院長が置かれ、法科大学院の活動を統括している。令和 6 年度は、本庄武教授が法科大学院長を担当した。

会議等名称	規程上の開催頻度	令和 6 年度における 開催実績
法学研究科・法学部教授会	開催頻度に関する規定はない。 (8 月、9 月を除く月 1 回が定例)	11 回

法学研究科委員会	開催頻度に関する規定はない。 (8月、9月を除く月1回が定例)	12回
法科大学院教授会	開催頻度に関する規定はない。 (8月、9月を除く月1回が定例)	12回

なお、教授会等に関しては、「国立大学法人一橋大学基本規則」「一橋大学教授会通則」「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則」において、組織に関する事項が規定されている。

[分析項目1-2-3]

法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること

【評価】 A

令和6年度においても、定例的な協議を経て、本法科大学院の設置者である国立大学法人一橋大学から予算が配分されている。なお、法科大学院修了生との協働と継続的な学修・就職支援のための「学修アドバイザー事業」「キャリアアドバイザー事業」等の実施に必要な経費は、学長戦略経費の配分を受けた。

[分析項目1-2-4]

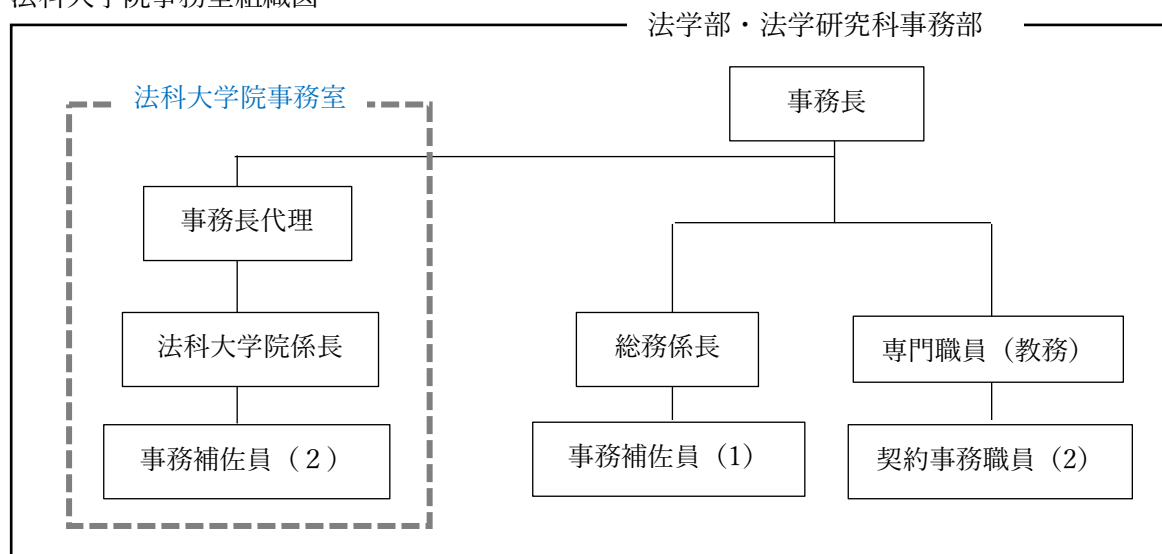
法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること

【評価】 A

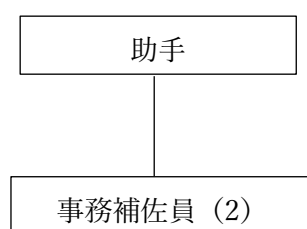
「国立大学法人一橋大学事務組織規則」に従い、法科大学院の管理運営を行うために、適切な事務体制が整備されている。具体的には、法学研究科法科大学院事務室には4名の職員（事務長代理1名、他3名で教務を担当）が配置されている。法科大学院は法学研究科の一専攻という位置づけであるため、庶務及び会計業務は法学研究科事務室が行っている。

また、法科大学院の運営を補助する法科大学院準備室においては、3名の職員（助手1名、他2名）が、法科大学院教育・運営に関する全般的な支援を行っている。

法科大学院事務室組織図



法科大学院準備室組織図



[分析項目 1－2－5]

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

【評価】 A

管理運営に従事する教員の質の向上に寄与するため、法科大学院独自の取り組みとして、FD 会議を実施している。令和 6 年度においても、令和 6 年 7 月 24 日及び令和 7 年 3 月 26 日に、FD 会議を実施した。

また、管理運営に従事する教職員の質の向上に寄与するため、大学全体で行われる①メンタルヘルス研修、②障害を理由とする差別の解消の推進に関する研修、③情報セキュリティ研修、④大学将来構想共有セミナーが開催されており、令和 6 年度にも法科大学院の教職員が参加した。

《基準 1－3》 法科大学院の教育研究活動に関する情報の公表が適切であること

【評価】 A

法科大学院の教育研究活動に関する情報は、本報告書「Ⅰ 法科大学院の現況」「7. 情報公開」に記載のとおり、適切に公表されている。

[分析項目 1-3-1]

法令により公表が求められている事項を公表していること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「7. 情報公開」に記載のとおり、法令により公表が求められている事項を公表している。

[分析項目 1-3-2]

法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「7. 情報公開」に記載のとおり、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表している。

2. 法科大学院の教育活動等の質保証【領域 2】

《基準 2-1》 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

【評価】 A

「一橋大学における教育の質保証に関する要項」・「一橋大学法学部及び法学研究科における教育の質保証に関する要項」・「一橋大学法学部・法学研究科自己点検・評価実施要領」・「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則」・「法科大学院自己点検・評価専門部会設置要項」において、教育活動等の状況について自己点検・評価に関する事項が明確に規定されており、自己点検・評価の結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が整えられている。

[分析項目 2-1-1]

法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

【評価】 A

法科大学院における教育活動等の質及び学修成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るため、自己点検・評価報告書の作成に加えて、法科大学院長が責任をもって設備一般を整備し、準備室に関しては法科大学院執行部と資料室委員会が、学生支援に関しては法科大学院執行部と学生担当委員会がそれぞれ責任をもって体制を整備し、FD 会議、学生アンケート、学生相談等を実施している。

【特記事項】

教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るため、従来、本法科大学院では、FD 会議、学生アンケート、学生面談を重視して自己点検・評価を行

ってきた。また、教育活動等の状況については、学生アンケートや学生面談の結果を踏まえて、FD 委員会を中心に、FD 会議の場において、あるいは、アドホックな方法で、第三者評価委員会・教務委員会・入試委員会・学生支援委員会と情報共有等の連携を図りながら、必要な点検・評価を行ってきた。令和 6 年度においても、自己点検・評価報告書の作成に加えて、従来と同様、これらの活動も継続した。

[分析項目 2-1-2]

教育課程連携協議会が設けられていること

【評価】 A

令和元年に教育課程連携協議会が設置され、外部アドバイザーの評価・助言を受けることを契機とした点検・評価も実施している。

【特記事項】

令和 6 年度においても、令和 6 年 12 月 20 日に教育課程連携協議会の会議を実施した。

《基準 2-2》 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

【評価】 A

教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順について、法科大学院自己点検・評価専門部会において決定され、適切に実施されている。

【特記事項】

令和 4 年 3 月 25 日開催の令和 3 年度第 1 回法科大学院自己点検・評価専門部会において決定された、①自己点検・評価の項目（本報告書に記載の基準及び分析項目）、及び、②自己点検・評価の方法（領域 1 及び領域 5 は法科大学院長、領域 2 は FD 委員会主任、領域 3 は教務委員会主任、領域 4 は入試委員会主任、により原案を作成し、法科大学院自己点検・評価専門部会で審議を行い、最終的な自己点検・評価を取りまとめるという手順）に従って、令和 6 年度においても、法科大学院自己点検・評価専門部会において、本報告書を作成し、自己点検・評価を行っている。

[分析項目 2-2-1]

自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

【評価】 A

法科大学院の特性に応じて、法科大学院認証評価と同様の評価項目が適切に設定されている。

[分析項目 2-2-2]

自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

【評価】 A

自己点検・評価に当たっては、例えば、本報告書「I 法科大学院の現況」「6. 学生に関する

現況」に記載の数値を用いており、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育状況や教育の成果が分析されている。

[分析項目 2-2-3]

自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

【評価】 A

1 年次から 2 年次への進級判定に際しては、進級試験を実施しており、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果を分析した上で、適切な進級判定を行っている。また、共通到達度確認試験の結果や、未修者の進級率等を活用して、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果を分析している。

【特記事項】

令和 6 年度においても、下記の活動を継続した。

1. 共通到達度確認試験の活用

1 年次から 2 年次への進級判定に際しては、年度末の進級試験（5 科目、記述式）の合格に加えて、共通到達度確認試験の結果を活用することによって、具体的には、憲法・民法・刑法それぞれにつき最低基準点を設定し、基準に満たないものには再試験を実施することにより、未修者教育の実施状況を点検・評価し、その質保証をより確実なものとした。

2. 進級試験アンケートの実施

未修者教育の質を確保・強化のため、1 年次については進級試験を課すこととしているが、この進級試験については、固有のアンケートを実施することで、情報の収集・共有を図った。

《基準 2-3》 法科大学院の目的に即した人材養成がされていること

【評価】 S

本法科大学院の修了者の司法試験の合格率は、全国の法科大学院の中でもトップクラスにあり、修了者の進路等の状況も、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切であり、法科大学院の目的に即した人材育成が養成されている。

[分析項目 2-3-1]

修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあることの状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

【評価】 S

令和 6 年司法試験の合格率は、法学未修者 20.0%、法学既修者 60.2%、合計 48.8%である。このうち、令和 5 年に始まった在学中受験資格による司法試験合格率は、法学未修者 18.8%、法学既修者 78.6%、合計 65.3%である。全国の法科大学院の中でもトップクラスの合格率であり、適切な状況にあり、教育の改善・向上に向けた取組が実施されている。

【特記事項】

令和6年度においては、法学未修者の合格率の更なる上昇に向けて、未修者教育の質の改善に向けて、司法試験の結果を分析するとともに複数回受験者の学修支援強化のための施策として、再チャレンジ合格者の講演会を開催し、再チャレンジ生用の学修アドバイザーゼミを開講した。

[分析項目2-3-2]

修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

【評価】 S

本報告書「6. 学生に関する現況」「(3) 修了者等の現況」に記載のとおり、令和6年4月現在、修了者は多様な法曹として活躍しており、「ビジネス法務に精通した法曹」「国際的な視野をもった法曹」「人権感覚に富んだ法曹」という法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にある。

[分析項目2-3-3]

修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

【評価】 S

本報告書「6. 学生に関する現況」「(3) 修了者等の現況」に記載のとおり、令和6年4月現在、修了者は多様な法曹として活躍しており、専門能力を通じて社会に貢献することのできる法曹を育てるという本法科大学院の目的に則した人材養成がなされている、適切な状況にある。

《基準2-4》 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること**【評価】 A**

本報告書の作成に加えて、FD 会議、学生アンケート、学生面談等を通じて自己点検・評価が行われ、教育の改善・向上の取組が行われている。

【特記事項】

令和6年度も加算プログラムにおいて高い評価を得た。とりわけ5年一貫型教育選抜制度により入学した者の司法試験合格率に対する評価が高かったことから、加算プログラムにおいて、従来同様の高い配分率が実現した。

[分析項目2-4-1]

教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

【評価】 A

本報告書の作成に加えて、学生アンケート・学生面談・FD 会議を通じて、教育活動等の状況

についての自己点検・評価が実施された上で、FD 会議等において、必要な対応措置が検討され、実施された対応が検証されている。

【特記事項】

令和 6 年度においても下記の活動を継続した。

1. 学生アンケート・学生面談・FD 会議の実施

教育の質を確保し、改善・向上を図るため、従来、本法科大学院では、学生アンケート、学生面談を踏まえて、毎年 2 回 FD 会議を開催しており、各 FD 会議においては、各種の情報・問題意識を共有し、必要な対応措置を検討した上で、実施された対応を検証してきた。令和 6 年度においては、成績不振学生対応のあり方について意見交換をするとともに、法曹コース出身学生及び法曹コース出身入学予定者の学修状況についての報告が行われた。

2. KPI を用いた教育の実施状況・成果の分析

令和 6 年度からは、新たな加算プログラムのもと、未修者及び法曹コース出身者の司法試験合格率や標準修業年限修了率などを KPI とした教育の実施状況・成果の分析を行い、その分析結果を踏まえて教育の質の改善・向上に計画的に取り組んでいる。たとえば、その区分③は、協定先法曹コース出身者教育の質を一層改善・向上するための 5 カ年計画であり、令和 6 年度においても、当該取組の効果が検証された。

3. 法科大学院自己点検・評価専門部会による自己点検・評価の実施

令和 6 年度においても、令和 3 年度に設置された、法科大学院自己点検・評価専門部会を中心として、自己点検・評価に基づく取組の実施及び実施された取組の効果の検証が実施された。

《基準 2－5》 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

【評価】 A

本報告書「Ⅰ 法科大学院の現況」「5. 本法科大学院の教員・職員」に記載のとおり、教員の質の確保がされている。

[分析項目 2－5－1]

教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

【評価】 A

「国立大学法人一橋大学教員選考基準」・「国立大学法人一橋大学大学院法学研究科における昇任基準」・「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則」によって、教員の任用及び承認等における、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められ運用されている。

[分析項目 2－5－2]

法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的

に実施していること

【評価】 A

「国立大学法人一橋大学職員就業規則」・「国立大学法人一橋大学教育職員評価実施規程」において、法科大学院の専任教員についても、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に行うことが規定されており、令和6年度においても実施された。

[分析項目2-5-3]

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

【評価】 S

本法科大学院では、教育の質を確保し、維持・向上を図るため、学生アンケート、学生面談を踏まえて、FD 会議を年2回開催しており、各FD 会議においては、各種の情報・問題意識を共有し、対応措置を検討・検証している。令和6年度においても、令和6年7月24日及び令和7年3月26日に、FD 会議を実施した。

【特記事項】

令和6年度も下記の組織的な取組を継続した。

1. 厳格な成績評価

内規に則した厳格な成績評価の必要性については、教授会の場において院長自らがアナウンスすることにより、全教員に対し周知の徹底が図られた。

2. 各授業の到達目標の明確化・適正化

また、各授業科目の到達目標については、とくに必修科目において、いわゆるコアカリキュラムを採用・公開し、シラバスないし授業を通じてその対応関係を示す運用を継続した。

[分析項目2-5-4]

法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

【評価】 A

教育支援・補助者である学修アドバイザーによる教育の質を確保し、維持・向上をはかるため、毎年、専任教員との会合を実施し、これにより組織として学修アドバイザーに対する必要な指導を行う機会を設けている。令和6年度においても、令和7年3月19日に、かかる会合を実施した。

【特記事項】

令和6年度においても下記の組織的な取組を継続した。

1. 法律文書作成ゼミでの指導

1年生の随意科目である法律文書作成ゼミでは、修了生が教育支援・補助者として関与して

いるが、教育の質を確保し、維持・向上をはかるため、専任教員がオーガナイザーを務める体制を採用することによって、組織的に必要な指導を行う機会を設けた。

2. 修了生および在学中合格者による学修支援

学修アドバイザーゼミは、26人の修了生により合計244回実施された。また3月に開催した意見交換会の場で、ゼミの実施方法、在学中受験者と修了後受験者の学修進度の違い、ゼミ実施回数の増加、ゼミ募集時期の早期化、就職サポートのあり方等について、意見交換を実施した。

合格者ゼミは19名の合格者により合計49回実施された。指導担当の合格者には、法科大学院執行部・教務委員会より、適切な指導が行われるよう要望を伝達した。

《基準2-6》 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うとされている事項が適切に実施されていること

【評価】 A

本法科大学院は一橋大学法学部と法曹養成連携協定を締結しており、連携協定に定められた事項が適切に実施されている。

[分析項目2-6-1]

締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること

【評価】 A

令和6年度においては、令和7年度入試を実施し、38名の出願者があり、23名を合格とした。また、「一橋大学法学部法曹コース学生による法科大学院科目先行履修実施要項」に基づき、法曹コースに所属する学生に対して、法科大学院授業科目の「行政法基礎」及び「会社法」の履修を認めた。また、一橋大学法学部の求めに応じて、法曹コース開設科目の「法と社会」、「実定法と社会」、「民法（総則・物権）」、「民法（債権各論）」、「民法（家族）」、「民法（債権総論・担保物権）」、「民事訴訟法」、「会社法」、「刑事訴訟法」の授業を法科大学院教員が行った。

【特記事項】

1. 法曹コースとの連携

法学部法曹コースの運営状況について、法曹コース委員から、法科大学院に対して定期的に報告があるほか、年2回開催される法科大学院FD会議において、法曹コース委員である教員が出席して法曹コース所属学生の成績状況その他に関する情報提供を行い、法科大学院側からの要望事項があるときは、当該教員が持ち帰って検討を行うこととするなど、両組織の意見交換が継続的に行われている。

2. 法曹コース学生に対する支援【優れた取組】

本学法科大学院の修了生である弁護士を特任准教授として採用し、学部法曹コース学生向け授業（一橋大学法学部「法律家と現代社会」・「法律実務入門」）をコーディネートし、かつメンターとしての役割も担っている。

3. 教育課程及び教育方法【領域3】

《基準3-1》 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(1) ディプロマ・ポリシー」記載のとおり、学位授与方針が具体的かつ明確とされている。

[分析項目3-1-1]

学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(1) ディプロマ・ポリシー」記載のとおり、法科大学院の目的を踏まえた具体的かつ明確な学位授与方針が策定されている。

《基準3-2》 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(2) カリキュラム・ポリシー」記載のとおり、学位授与方針と整合的なカリキュラム・ポリシーが策定されている。

[分析項目3-2-1]

①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(2) カリキュラム・ポリシー」記載のとおり、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示している。

[分析項目3-2-2]

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(1) ディプロマ・ポリシー」及び「(2) カリキュラム・ポリシー」記載のとおり、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと整合性を有している。

《基準3-3》 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ

体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

【評価】 A

本報告書「Ⅰ 法科大学院の現況」「4. 本法科大学院における開講科目一覧」及び「2024 年度一橋大学法科大学院学生便覧」([一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能)記載のとおり、段階的かつ体系的に履修をすることができるように授業科目が開講されている。また、各授業科目の内容及び水準についても、シラバス ([一橋大学シラバス検索サイト](#)で閲覧可能)で確認することができるのとおり、法科大学院にふさわしいものとなっている。

[分析項目 3-3-1]

法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること

【評価】 A

2021 年度から段階的に実施されている新カリキュラムにおいては、学生が修了するためには、既修コース 63 単位・未修コース 93 単位の履修が必要となるが、本報告書「Ⅰ 法科大学院の現況」「4. 本法科大学院における開講科目一覧」及び「2024 年度一橋大学法科大学院学生便覧」([一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能)記載のとおり、法律基本科目の基礎科目 (40 単位)、法律基本科目の応用科目 (28 単位)、法律実務基礎科目 (14 単位)、基礎法学・隣接科目 (23 単位) 及び展開・先端科目 (120 単位) のそれぞれが開設されており、法科大学院として適切な状況にある。

[分析項目 3-3-2]

法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【評価】 A

法律基本科目については、そのほとんどの科目が履修時期を指定された必修科目として開設されており、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するようにカリキュラムが編成されている。

[分析項目 3-3-3]

法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること

【評価】 A

必修科目として開講されている法律実務基礎科目については、法律基本科目の履修状況に応じた適切な時期に開講されている。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目は、2 年次 (既修 1 年) 及び 3 年次に選択科目として配置され、学生が法律基本科目の履修状況に応じて、適切な科目を選択することができるカリキュラムとなっている。

[分析項目 3-3-4]

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てを開設するよう努めていること

【評価】 A

「2024 年度一橋大学法科大学院学生便覧」（[一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能）記載のとおり、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）の全てを開設している。

[分析項目 3-3-5]

当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること

【評価】 S

本法科大学院は、「ビジネス法務に精通した法曹」「国際的な視野をもった法曹」「人権感覚に富んだ法曹」を要請しようとする人材像として掲げているが、それぞれに対応した授業科目が展開されている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対応する科目が多数開講されている。

【特記事項】

1. ビジネスロー・コースの設置【優れた取組】

本法科大学院では、最新のビジネス法務に精通した実務家教員からの指導を受けることができるビジネスロー・コースを設置しており、ビジネス法務に精通した法曹を養成している。令和 6 年度においても、27 名の学生がビジネスロー・コースを履修した。

2. ビジネスロー専攻科目の共修化

令和 5 年度から本学法学研究科ビジネスロー専攻の科目を本法科大学院の共修科目として履修できる制度を設けた。令和 6 年度には共修科目を 13 科目から 21 科目へと増やした。これにより、より幅広くビジネス法務に関する専門的知識を学ぶ可能性を確保し、共修科目履修者は 8 名であった。

3. 国際的な視野を育む科目の充実

本法科大学院では、中国法、英米法、法律英語、国際公法Ⅰ、国際公法Ⅱ、国際公法Ⅲ、国際私法Ⅰ、国際私法Ⅱ、国際取引法、EU 法、国際関係学、外国法文献講読Ⅰ、外国法文献講読Ⅱといった国際的な視野を育む科目を多数開講し、国際的な視野を持った法曹を養成している。

4. 人権に関する授業科目の開設

本法科大学院では、人権に関する授業科目として憲法Ⅰ、公法演習Ⅰ、国際公法Ⅲ及び発展ゼミ（人権クリニック）を開講し、人権感覚に富んだ法曹を養成している。

5. エクスターンシップ・法律クリニックの開講

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、2 年次自由選択科目として、法律事務所、企業法務部、官庁、民間団体等に学生を派遣し、研修を行わせるエクスターンシップを設置している。また、同様の目的に資するために、2 年次自由選択科目として、法律事務所に学生を派遣して、弁護士の行う法律相談に立ち合い、弁護士の指導を受ける法律相談クリニックを設置している。

6. 民事・刑事双方の模擬裁判の開講

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、3年次必修科目として、民事・刑事の双方について模擬裁判を設置している。

7. 法学研究の開講【優れた取組】

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、3年次任意科目としてリサーチペーパーを執筆するための法学研究を設置している。法学研究は、リサーチペーパーを執筆するための負担の重い科目でありながら、例年着実に履修者を輩出しており、令和6年度においても17名の学生が履修した。令和5年度および同6年度の成果の一部について、加筆等が施された上で、「一橋ローレビュー」第7号として令和7年3月に刊行された。履修者の多くは理論的分析能力を身に付けた法律実務家となっている一方で、博士後期課程に進学したり特任助教に就任したりするなどして研究者になっている者もあり、理論と実務の架橋を実現している。

[分析項目3-3-6]

各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること

【評価】 A

シラバス（[一橋大学シラバス検索サイト](#)で閲覧可能）で確認することができるとおり、本法科大学院では、いずれの授業科目についても、段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な到達目標を明示している。また、授業内容も到達目標に応じて適切なものとなっている。

[分析項目3-3-7]

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること

【評価】 A

学生に対しては、段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料として、「2024年度一橋大学法科大学院学生便覧」（[一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能）及びカリキュラム・ツリー（[一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能）を示した。

《基準3-4》 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

【評価】 S

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに即して、「2024年度一橋大学法科大学院学生便覧」（[一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能）記載の授業科目が、シラバス（[一橋大学シラバス検索サイト](#)で閲覧可能）記載のとおり、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法で開講されている。

【特記事項】

1. エクスターンシップ・法律クリニック【優れた取組】

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、2 年次自由選択科目として、法律事務所等に学生を派遣し、研修を行わせる「エクスターンシップ」を設置している。エクスターンシップの研修先は、企業法務に強い法律事務所を中心に、一般民事事件を中心に扱う法律事務所、企業、官庁、その他民間団体等多岐にわたる。このような「エクスターンシップ」は、自由選択科目ながら、令和 6 年度においても 2 年次の学生のほぼ全員が履修したところであり、本法科大学院が目指す法曹養成に大きく寄与している。

また、同様の目的に資するために、2 年次自由選択科目として、法律事務所に学生を派遣して、弁護士の行う法律相談に立ち合い、弁護士の指導を受ける「法律相談クリニック」を設置している。「法律相談クリニック」は、公設事務所である多摩パブリック法律事務所の全面的な協力を得て運営されているが、事前指導、研修期間中の集中講義、研修終了後の報告書提出を課しており、研修先に任せきりにすることなく、法科大学院と研修先の共同実施の体制が構築されている。

2. 民事・刑事双方の模擬裁判の実施【優れた取組】

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、3 年次必修科目として、民事・刑事の双方について模擬裁判を設置している。「模擬裁判（民事）」、「模擬裁判（刑事）」は、「民事法務基礎」、「民事裁判基礎Ⅱ」、「刑事実務概論」という実務系科目と同一の担当者により有機的に関連した形で運営されており、理論と実務の関連を実感できるものとなっている。

3. 教員間の緊密な連携

カリキュラム・ポリシーにある、現実の法的問題の解決に活かせるだけの応用力と創造力とを培うという目的に資するために、教員間の連携を密にして、授業形態・方法等を法科大学院に相応しいものとしている。

「刑事法演習Ⅱ」において、実務家教員と研究者教員が緊密に連携し、教材の選択、進行、成績評価を実施しており、授業自体も多くの回について共同で実施している。令和 6 年度においても、同様の方法で授業を実施した。

「刑事実務概論」において、刑事弁護人としての活動歴も長い研究者教員と派遣検察官教員が緊密に連携し、教材の選択、進行、成績評価を実施し、授業自体も多くの回について共同で実施している。

4. 「発展ゼミⅡ（憲法）」および「発展ゼミⅡ（刑事法）」における取組

「発展ゼミⅡ（憲法）」では、実際の事件を素材に、訴訟当事者を交えながら、訴訟で用いる書面作成など実践的な教育を実施している。また、「発展ゼミⅡ（刑事法）」では、実際の再審請求事件を素材として、実践的な教育を実施している。これらは広い意味での人権クリニックとしての意義を有する。

[分析項目 3-4-1]

授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【評価】 S

シラバス（[一橋大学シラバス検索サイト](#)で閲覧可能）記載のとおり、授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用されている。また、シラバスによって、授業の方法及び内容が学生に対して明示されている。

【特記事項】

1. 法学未修者教育の充実

法学未修者に対しては、法律基本科目の基礎的授業を提供するのみならず、法律文書起案の訓練を行う「法律文書作成ゼミ」や、極めて少人数の受講者に対してインテンシブに法学学修の手ほどきを実施する「導入ゼミ」を開講している。

また、未修者教育を充実させるために、1年次進級要件として、憲法・民法・刑法についての共通到達度確認試験を受験し、法科大学院教授会が設定する水準の成績を収めること、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての進級試験を受験し、合格することを課している。さらにこれらの試験の不合格者には再試験を実施している。これらによって、厳正な成績評価が実施されている。また、これらの機会を通じて、1年次秋冬学期期末試験受験後に、1年次の総復習を行わせ、2年次の演習科目の受講に備えさせる体制となっている。

なお、同様の目的から、1年次において担任制度を導入し、夏学期末、冬学期末に担任面談を実施し、学修状況について聴取するとともに、学修指導を実施している。

これらを通じて充実した未修者教育が行われていることは、未修者の標準年限修了率及び司法試験合格率が良好であることによっても裏付けられている。

2. 令和4年度以降のカリキュラムの検討

令和4年度に入学した既修者から適用されている新カリキュラムについて検証するとともに検討を行った。司法試験の在学中受験を行わず、法科大学院修了後の受験を目指してじっくりと学修を重ねていきたい学生のニーズに応えるために、3年次秋冬学期に、令和5年度から「公法演習Ⅲ」、「企業法演習Ⅲ」を新設し、それぞれ行政法と商法についてのフォローアップを実施しており、履修者は増加傾向にある。令和6年度には、当該科目の設置趣旨の周知を図るとともに履修時の注意事項を告知するなどの措置もとっているが、司法試験を在学中に受験しない学生への配慮としてこれで十分かどうかについては、学生の動向も見据えつつ、継続的に検討していく予定である。

[分析項目 3-4-2]

授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること

【評価】 A

授業の方法については、本法科大学院で組織的かつ統一的に作成した方針が記載された「一橋大学法科大学院教員マニュアル 2024年4月版」（非公表資料）が配布され、各教員に、教務上

の決定事項、授業の実施までの準備、成績評価の方法等について、周知されている。令和6年度においても、記載された方針に基づき、授業が適切に実施された。

[分析項目3-4-3]

授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること

【評価】 S

令和6年度においても、「法律文書作成ゼミ」、「問題解決実践」、「民事法務基礎」、「模擬裁判（民事）」、「刑事実務概論」、「模擬裁判（刑事）」が開講され、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に実施されていた。

【特記事項】

1. 未修者教育における論述能力の涵養

未修者教育を充実させるために、1年次において、まったくの法学初学者を対象とした「導入ゼミ」、法律文書起案の訓練を行う「法律文書作成ゼミ」を設けて、論述能力を涵養する教育を行っている。「法律文書作成ゼミ」は、未修者1年次の段階で起案内容を巡り受講者、教員が討論を行うことにより、起案の重要性、他の学生と共に起案内容を検討することの重要性を意識させている。

[分析項目3-4-4]

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること

【評価】 A

本法科大学院は、少人数制（1学年約85名）の法科大学院であり、同時に授業を行う学生数は少人数が基本となっている。2年次及び3年次に必修科目として開設される法律基本科目については、2クラス開講として、履修人数が50名以下となるようにしている。令和6年度においても、2クラス開講により、50名以下となるようにして授業を実施した。

【特記事項】

2年次や3年次を対象とする科目には、受講者数が50人を超えるものがある。しかしながら法律基本科目については、すべて2クラス制で開講されており、1授業当たりの受講者数は50人以下となっている。他方、法律基本科目以外の科目では、受講者数が50人を超えるものも少数あるがこれらの科目でも最大でも70名程度の少人数教育となっており、十分な教育効果をあげることができている。

[分析項目3-4-5]

各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に則したものとなっていること

【評価】 A

各授業科目における授業時間の設定は、2 単位科目で 105 分×13 回の授業と、1 回の期末試験等の実施を基本としており、法令に則したものとなっている。

[分析項目 3－4－6]

1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること

【評価】 A

授業期間は、期末試験を含む正規の授業期間（春夏学期、秋冬学期のそれぞれについて 13 週＋期末試験期間 1 週）の他に、「模擬裁判」、夏季（8 月～9 月の 4 週）及び冬季（1 月～2 月の 5 週）の「エクスターシップ」期間を合算することにより年間 35 週以上確保されている。（別紙 1 「学年暦・授業期間週」を参照。）

[分析項目 3－4－7]

各授業科目の授業期間が、10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同等以上の十分な教育効果をあげていること

【評価】 A

「2024 年度一橋大学法科大学院学生便覧」（[一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能）における学年暦に記載されているとおり、2 単位科目で 105 分×13 回の授業と、1 回の期末試験等の実施を基本として、授業を実施した。全学的に 1 回 105 分の授業を、2 単位科目については 13 回、4 単位科目は 26 回実施するとの一橋大学の教育方針に基づくものであり、教育上の必要があるといえることができる。また、授業回数の減少に見合うように毎回の授業分数を増加させることで、総授業時間数については、1 回 90 分の授業を 2 単位科目について 15 回実施した場合と同等としている。学生の単位取得状況・標準修業年限での修了率に鑑みても、同等以上の十分な教育効果をあげているといえる。なお、同等以上の十分な教育効果をあげていることは、司法試験の合格実績からも明らかである。

[分析項目 3－4－8]

履修登録の上限設定の制度（CAP 制）が設定され、関係法令に適合していること

【評価】 A

「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」で明示されるように、1 年次 33 単位、2 年次 36 単位、3 年次 40 単位の履修登録の上限が設定されており、関係法令に適合している。

[分析項目 3－4－9]

早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること

【評価】 A

特に法学未修者コースに多様なバックグラウンドを持った学生が入学することに鑑み、令和5年度においても、法学未修者コース入学者に対しては担任制度を設け、年2回の面談を実施することによって、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した個別的な学修指導をおこなった。

また、法科大学院の学生のうち、夏学期末、冬学期末においてD、F評価が33%以上ある者、または必修科目のGPAが2.0未満である者については、警告対象となり、成績不振者面談を実施することとなっており、令和5年度においてもこれを実施した。

その他の学生も含めて、希望をすれば院長面談をする体制を整えており、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮して学修指導を行うことができる体制が整えられている。

なお、面談を実施した場合は、面談記録を作成し、必要に応じて教務担当者が確認することにより、配慮を要する学生の情報を共有する体制を取っている。

【特記事項】

1. 法曹コース学生の入学への対応

令和6年度に入学した法曹コース出身の学生に対しては、担任制度を導入し、担当学生の学修状況について担任が継続的に確認することにするとともに、学生が学修相談を要請した場合および担任が学修相談の必要があると判断した場合に、面談を実施する体制を整えている。また令和7年度に入学する予定の法曹コース出身の特別選抜合格者に対して、学部での学修と法科大学院での学修の相違を意識させるとともに、法科大学院教育に円滑に適応させるために、入学前に実力試験を実施し、結果の講評を行うことによる指導を実施した。

2. 飛び級、早期卒業者への対応

飛び級、早期卒業者である既修入学者に対しても、法曹コース出身学生に準じて、担任制度を導入し、担当学生の学修状況について担任が継続的に確認することにするとともに、学生が学修相談を要請した場合および担任が学修相談の必要があると判断した場合に、面談を実施する体制を整えている。

《基準3－5》 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

【評価】 A

カリキュラム・ポリシーに則した公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施されている。

[分析項目3－5－1]

成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

【評価】 A

本法科大学院の成績評価基準については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」において規定されており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと整合的なものとなっている。

[分析項目 3-5-2]

成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

【評価】 A

一般的な成績評価基準については、「2024 年度一橋大学法科大学院学生便覧」([一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能)で学生に周知した。また、個別の授業科目における成績評価の基準及び成績評価に当たっての平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等については、シラバス ([一橋大学シラバス検索サイト](#)で閲覧可能)で学生に周知した。

[分析項目 3-5-3]

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

【評価】 A

令和6年度も法科大学院教授会において、成績分布を確認(令和6年度春夏学期成績は10月教授会において、令和6年度秋冬学期成績は2月教授会において、それぞれ確認)することによって、組織的に成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、確認している。

【特記事項】

成績評価については、法務専攻規則20条でABCD評価の基準を明示している。D評価は「到達目標に照らし、一定の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する」と評価される場合に付され、必修科目において、D評価を一定数以上取得すると進級や修了ができなくなる仕組みになっている。これにより学生の学習到達度をより丁寧に測定することができる。

学生の研究不正防止を一層徹底する観点から、教員及び大学院生一般向けの研究倫理研修用教材(e-APRIN)とは別に独自に作成した、法科大学院生向けの動画教材を活用し、4月末までに大部分の在学生に受講させた。

[分析項目 3-5-4]

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

【評価】 A

追試験及び再試験の実施に関する事項については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)規則」及び「一橋大学大学院法学研究科法務専攻(法科大学院)細則」に実施の詳細が定められている。これらの規則及び細則において、追試験については、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないように配慮されている。再試験についても、不合格者の救済措置と

してではなく、学生の実力をより客観的に確認するための追加的な資料を得るための措置として、実施されている。

【特記事項】

再試験の趣旨は、定期試験に合格できる実力を持ちながら、諸般の事情から定期試験の際に実力を発揮できなかった学生の実力をより客観的に測るためのものであり、不合格者を救済するためのものではない。そのため、基本的には定期試験と同様の形式で、定期試験と同レベルの問題を出題している。また、再試験に合格しても D 評価にしかならず、学習到達度の評価においては低く評価されている。

なお、このような再試験の実施の指針については、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則において明文で定めるとともに教員マニュアルに明記し、教授会において再試験の趣旨を確認する等の措置をとった。

[分析項目 3-5-5]

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

【評価】 A

「2024 年度一橋大学法科大学院学生便覧」（[一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能）に記載されているとおり、令和 6 年度においても、成績説明請求制度に基づく学生からの請求を受け付けた。令和 6 年度春夏学期は 7 科目で 11 名からの申請があり、秋冬学期は 3 科目 3 名からの申請があり、学生に対して評価の説明を行った。

[分析項目 3-5-6]

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

【評価】 A

法学既修者としての認定における単位免除については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」で規定している。

[分析項目 3-5-7]

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

【評価】 A

他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」・「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）細則」・「他大学院における修得単位の認定要綱」・「法曹コース学生による法科大学院科目先行履修実施要綱」・「法曹コース出身学生による法科大学院科目既修得単位認定実施要綱」で規定している。

《基準 3－6》 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「1. 本法科大学院の目的」及び「3. 本法科大学院の 3 ポリシー」「(1) ディプロマ・ポリシー」に則して、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」に修了要件が規定されており、令和 5 年度においても公正な修了判定が実施された。

[分析項目 3－6－1]

法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「1. 本法科大学院の目的」及び「3. 本法科大学院の 3 ポリシー」「(1) ディプロマ・ポリシー」に則して、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）規則」に修了要件が規定されている。また、修了判定に関する手続については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則」に規定されている。

学位は、「一橋大学学位規則」に基づき、法学研究科教授会の意見をふまえて学長が授与する。

[分析項目 3－6－2]

修了要件を学生に周知していること

【評価】 A

修了要件について学生に対しては、「2022 年度一橋大学法科大学院学生便覧」（一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能）で周知した。また、新入生ガイダンスにおいても、修了要件については説明を行った。

【特記事項】

GPA 要件（必修科目の GPA1.7 以上を修了要件としている）に関する周知徹底及び成績不振者に対する指導を実施している。具体的には、GPA2.0 未満となった学生は警告の対象となり、成績不振者面談を実施し、GPA を向上させる方策について指導を行っている。

[分析項目 3－6－3]

修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること

【評価】 A

修了認定に関する手続については、「一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）管理運営規則」に規定されており、令和 5 年度においても、2 月教授会において、当該規則に則して組織的に修了認定を実施した。

《基準 3－7》 専任教員の授業負担等が適切であること

【評価】 A

専任教員の授業負担は、概ね年間 22.0 単位の授業の実施となっており、適切であるということ

ができる。

[分析項目 3-7-1]

法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること

【評価】 A

別紙 2「教員の配置状況」を参照。

[分析項目 3-7-2]

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

【評価】 A

専任教員の研究専念期間（サバティカル）については、「一橋大学教員のサバティカル研修に関する規則」に規定されており、制度が整っている。実際、令和 6 年度においても、3 名の専任教員がサバティカルを取得することができた。

【特記事項】

基幹科目を担当する教員がサバティカルを取得できる体制が継続的に実現できている。

4. 学生の受入及び定員管理【領域 4】

《基準 4-1》 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の 3 ポリシー」「(3) アドミッション・ポリシー」のとおり、学生受入方針は具体的かつ明確に定められている。

[分析項目 4-1-1]

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の 3 ポリシー」「(3) アドミッション・ポリシー」のとおり、入学者に求める適正及び能力を明確にしている。

[分析項目 4-1-2]

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

【評価】 A

本報告書「I 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の 3 ポリシー」「(3) アドミッション・ポリシー」のとおり、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしている。

[分析項目 4－1－3]

法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること

【評価】 A

本報告書「Ⅰ 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(3) アドミッション・ポリシー」のとおり、法学既修者の選抜に関して、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示している。

《基準 4－2》 学生の受入が適切に実施されていること

【評価】 A

本報告書「Ⅰ 法科大学院の現況」「6. 学生に関する現況」に示されるとおり、受入方針に沿った適切な学生の受入が実施されている。

[分析項目 4－2－1]

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

【評価】 A

本報告書「Ⅰ 法科大学院の現況」「3. 本法科大学院の3ポリシー」「(3) アドミッション・ポリシー」に対応した受入方法に基づく入学試験（詳細は募集要項で確認可能）を、令和6年度においても公正かつ適正に実施した。

【特記事項】

多様な人材が入学選抜を受験できるようにするための配慮として、募集要項4頁「1. 学生募集人員」の「注1」に記載されているように、法学未修者・法学既修者の別は、志願者の選択によることとしており、「法学既修者コース」を受験する途が、「法学未修者（＝他学部・社会人出身者が念頭にある）」にも開かれている。これによって、「社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学選抜を受験できるように配慮」している。

[分析項目 4－2－2]

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学選抜の改善に役立てていること

【評価】 A

法科大学院教授会及び入試委員会において、継続的に、学生の受入状況について検証し、その結果を入学選抜の改選に役立てている。

【特記事項】

1. 社会人・他学部出身者の入学を促進する取組

本学では、「社会人・他学部出身者の入学を促進する」（アドミッション・ポリシー2（3）を参照）観点から、入学選抜を検証し、入学選抜を改善するという取組を継続して行っている。

2. その他の入学選抜の改善に向けた取組

「英語による選抜制度の見直し」（「国際的な視野を持った法曹」の養成という本学の養成する法曹像に対応）・「出願資格の見直し」についても、継続的に検討を行っている。

なお、令和 6 年度は、この取組の一環として入試制度改革を検討した結果、より多くの志願者の多様な能力を測る観点から、第 1 次選抜を実施するラインを変更することとした。新しい入学者選抜制度は、令和 7 年度に実施予定の入学者選抜制度（5 年一貫型教育選抜を除く）から実施される予定である。

《基準 4－3》 在籍者数及び実入学者が収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること

【評価】 A

本報告書「I 本法科大学院の現況」「6. 学生に関する現況」に掲げるとおり、在籍者数及び実入学者は収容定員及び入学定員に対して適正な数となっている。

[分析項目 4－3－1]

在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

【評価】 A

本報告書「I 本法科大学院の現況」「6. 学生に関する現況」に掲げるとおり、在籍者数は、各学年、ほぼ収容定員どおりであり、これを大幅に上回る状況にはなっていない。

[分析項目 4－3－2]

収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

【評価】 A

本報告書「I 本法科大学院の現況」「6. 学生に関する現況」に掲げるとおり、収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっている。

5. 施設、設備及び学生支援等の教育環境【領域 5】

《基準 5－1》 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価】 A

法科大学院の運営に必要な施設及び組織が整備され、有効に活用されている。

[分析項目 5－1－1]

法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること

【評価】 A

令和4年度実施の法科大学院認証評価において、施設・設備の整備は適切であり有効に活用されていると判断された。

【特記事項】

1. 設備の更新

限られた予算の範囲内ではあるものの、司法試験 CBT 化対応として、法科大学院資料室の改修、サーバーの更新等を進めた。

2. 特定基金の創設

将来的な施設・設備の充実をも見据えて、法科大学院教育基盤整備基金を創設し、寄付金の受入れを開始した。

3. ウェブサイトのリニューアル

法科大学院ウェブサイトを更新し、分りやすい階層構造とした。

《基準5－2》 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言・支援が行われていること

【評価】 A

学生に対する学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談、助言、支援のための体制が整っており、実際に支援が行われている。

[分析項目5－2－1]

履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

【評価】 A

入学者ガイダンス・学修アドバイザー制度・専任教員との面談の制度により、履修指導、学習相談及び支援の体制を整備しており、令和5年度においても、必要な支援を行った。

【特記事項】

1. 入学者ガイダンス

本法科大学院においては、新入生ガイダンスにおいて、履修指導、学習相談及び支援の体制について学生に対して周知している。令和6年度においても、令和6年4月1日に、ガイダンスを実施した。

2. 学修アドバイザーによるゼミの開講

本法科大学院では、学修アドバイザー及び司法試験合格者によるゼミを開講し、学生が学習相談を行うことができる体制を整えている。令和6年度においても、多数のゼミが開講され、学生は学修アドバイザーや司法試験合格者に学修相談をすることができた。

3. 法科大学院教員との面談

「2024 年度一橋大学法科大学院学生便覧」([一橋大学法科大学院ウェブサイト](#)で閲覧可能)で学生に周知されているとおり、本法科大学院ではオフィスアワー制度が設けられており、学生が学修相談をすることができる体制が整っている。

また、未修者・1年次の学生に対しては、担任制度が採用されており、年2回、面談を実施す

ることで、履修指導、学修相談等を行う体制が整っている。早期卒業者・飛び級・5年一貫型選抜入学者に対しても担任制度を採用しており、必要に応じて学生が学修相談をすることができる体制としている。

更に、成績不振者に対しては、院長又は院長が指名する者による面談が実施されることとなっており、履修指導、学修相談の機会を提供している。

令和6年度においても、これらの教員との面談が実施された。なお、面談は適宜、対面形式とオンライン形式を使い分ける形で実施されている。

[分析項目5-2-2]

学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

【評価】 A

学生支援体制（一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能）としては、一橋大学の全学的な支援体制を法科大学院も利用可能であり、学生の生活、経済に関しては、学生支援センター・学生相談室、障害学生支援室での相談が可能となっている。また、保健センターで、学生に対するカウンセリング・健康相談も行っている。

法科大学院における独自の支援体制としても、学生はオフィスアワーや院長面談を利用して、専任教員に対して相談・助言を求めることが可能である（特に、学生が生活等についてどこに相談すべきか分からない場合に、最初の窓口として、授業で接している専任教員に相談することが可能である）。進路に関しても、学修アドバイザーやキャリアアドバイザーに対して、相談することが可能となっている。

これらの学生支援体制については、上記ウェブサイトの他、新入生ガイダンスにおいても、周知がされている。

秋冬学期開始直前の9月に、各学年の学生幹事と院長との懇談会を実施し、法科大学院生からの学修・生活上の要望や相談事項などを聴取し、必要な改善策を講じた。

【特記事項】

1. 企業法務部合同説明会を開催し、12の企業が出展して、約60名の学生が参加した。
2. 法律事務所合同説明会を開催し、21の法律事務所が出展して、約100名の学生が参加した。
3. 学生の進路の選択肢を広げるため、博士後期課程進学説明会を試行的に開催した。

[分析項目5-2-3]

各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

【評価】 A

学生支援体制（一橋大学法科大学院ウェブサイトで閲覧可能）としては、一橋大学の全学的な支援体制を法科大学院も利用可能であり、各種ハラスメントに関しては、ハラスメント相談室での相談が可能となっている。一橋大学では、「国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則」・「一橋大学ハラスメント対策委員会規則」・「国立大学法人一橋大学ハラスメント相談室細則」・「国立大学法人一橋大学ハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会に関する細則」

を定め、被害者・相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されている。

Ⅲ 自己点検・評価の分析

1. 自己点検・評価の一覧

領域	評価基準	分析項目	分析項目 評価	評価基準 評価
1. 法科大学院の教育活動等の現況	1-1. 法科大学院の目的が適切に設定されていること	1-1-1. 法科大学院の目的が適切に設定されていること	S	S
	1-2. 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること	1-2-1. 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼担及び兼任教員を配置していること	A	A
		1-2-2. 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること	A	
		1-2-3. 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること	A	
		1-2-4. 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること	A	
		1-2-5. 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施していること	A	
	1-3. 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	1-3-1. 法令により公表が求められている事項を公表していること	A	A
		1-3-2. 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること	A	

2. 法科大学院の教育活動等の質保証	2-1. 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること	2-1-1. 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること	A	A
		2-1-2. 教育課程連携協議会が設けられていること	A	
	2-2. 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること	2-2-1. 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること	A	A
		2-2-2. 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること	A	
		2-2-3. 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること	A	
	2-3. 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	2-3-1. 修了者(在学中に司法試験を受験した在学生を含む。)の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること	S	S
		2-3-2. 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること	S	
		2-3-3. 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	S	

	2-4. 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること	2-4-1. 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること	A	A
	2-5. 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること	2-5-1. 教員の任用及び昇任等に従って、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること	A	A
		2-5-2. 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること	A	
		2-5-3. 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること	S	
		2-5-4. 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	A	
	2-6. 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること	2-6-1. 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること	A	A
3. 教育課程及び教育方法	3-1. 学位授与方針が具体的かつ明確であること	3-1-1. 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	A	A
	3-2. 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	3-2-1. ①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること	A	A
		3-2-2. 教育課程方針が学位授与方針	A	

		と整合性を有していること		
3-3. 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること	3-3-1.	法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること	A	A
	3-3-2.	法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること	A	
	3-3-3.	法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること	A	
	3-3-4.	展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開設するよう努めていること	A	
	3-3-5.	当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること	S	
	3-3-6.	各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること	A	
	3-3-7.	段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること	A	
3-4. 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること	3-4-1.	授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	S	S
	3-4-2.	授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること	A	

		3-4-3. 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること	S	
		3-4-4. 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として 50 人以下となっていること	A	
		3-4-5. 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に則したものとなっていること	A	
		3-4-6. 1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	A	
		3-4-7. 各授業科目の授業期間が、10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同等以上の十分な教育効果をあげていること	A	
		3-4-8. 履修登録の上限設定の制度(CAP制)が設定され、関係法令に適合していること	A	
		3-4-9. 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること	A	
	3-5. 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること	3-5-1. 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること	A	A
		3-5-2. 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること	A	

		3-5-3. 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること	A	
		3-5-4. 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること	A	
		3-5-5. 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	A	
		3-5-6. 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	A	
		3-5-7. 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	A	
	3-6. 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること	3-6-1. 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること	A	A
		3-6-2. 修了要件を学生に周知していること	A	
		3-6-3. 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること	A	
	3-7. 専任教員の授業負担等が適切であること	3-7-1. 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられていること	A	A
		3-7-2. 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業	A	

		績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること		
4. 学生の受入及び定員管理	4-1. 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること	4-1-1. 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること	A	A
		4-1-2. 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること	A	
		4-1-3. 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること	A	
	4-2. 学生の受入が適切に実施されていること	4-2-1. 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること	A	A
		4-2-2. 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	A	
	4-3. 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること	4-3-1. 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと	A	A
		4-3-2. 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること	A	
5. 施設、設備及び学生支援等の教育環境	5-1. 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	5-1-1. 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること	A	A
	5-2. 学生に対	5-2-1. 履修指導、学習相談及び支援	A	A

	して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること	の体制を整備し、必要な支援が行われていること		
		5-2-2. 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること	A	
		5-2-3. 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること	A	

注) 評価項目は、一橋大学法学部・法学研究科自己点検・評価実施要領の定めに基づく。

2. 自己点検・評価を踏まえた対応措置及び実施計画

(1) 令和6年度の主な対応措置

①教務

1. 千代田キャンパスにて社会人学生向けに夜間に開講されているビジネスロー専攻の科目との必修科目を増加させ、履修の選択の幅を拡大した。

②自己点検評価

1. 法科大学院自己点検・評価専門部会の検討を踏まえた改善を行うと共に、同部会を中心として、継続的な自己点検・評価を実施した。
2. 令和6年度からの新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」で掲げた KPI 達成に向けて、令和6年度の実績を検証し、改善に向けた課題を洗い出した。

③入試

入試制度の改革について議論し、成案を得た。

④学生支援

1. 令和5年度に引き続き、学生の自修及び自主ゼミ活動を促進するために、授業期間中の法科大学院資料室及び教室の土曜開室を試行した。

⑤教育環境整備

1. 法科大学院教育基盤整備基金を創設して、寄付金の受入れを開始した。
2. 学生のキャリア支援のため、従来から開催している企業法務合同説明会に加えて、法律事務所合同説明会を開催した。

(2) 令和7年度の対応措置の実施計画

1. 令和7年度においても、法科大学院自己点検・評価専門部会の検討を踏まえた改善を行うと共に、同部会を中心として、継続的な自己点検・評価を実施する。
2. 引き続き、法科大学院資料室及び教室の土曜開室を試行し、利用実態について調査を進める。

3. 入試制度の改革を実施する。
4. 引き続き、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において設定した目標達成に向けて必要な取組みを行う。

以上のとおり報告します。

法科大学院自己点検・評価専門部会

本庄	武
玉井	利幸
仮屋	広郷
酒井	太郎
水元	宏典
緑	大輔

別紙

1. 学年暦・授業期間週

2024年度法科大学院学年暦

	新入生全研究科合同ガイダンス	※オンライン（オンデマンド方式）で実施
	法科大学院新入生ガイダンス	4月1日（月）
	入学式	4月7日（日）
	3年次必修科目 問題解決実践 第1回授業（他の科目は授業なし）	4月8日（月）
4	健康診断（新入生）	4月4日（木）
	健康診断（在学生）	4月上旬予定
	春夏学期 履修登録期間	4月10日（水）～4月17日（水）
	春夏学期 授業開始	4月11日（木）
	健康診断（上記に受診できなかった者）	4月下旬予定
	祝日授業日	4月29日（月）
5	（他曜日の授業開講日）月曜授業日	5月2日（木）
7	祝日授業日（補講等可能性あり）	7月15日（月）
	春夏学期 試験期間	7月22日（月）～7月26日（金）
	夏季 授業休業期間	7月27日（土）～9月15日（日）
	法科大学院オープンキャンパス	7月27日（土）予定
8	2年次自由選択科目 エクスターンシップ 夏期	8月～9月（各自の日程による）
	2年次選択科目 法社会学	
	3年次選択科目 金融商品取引法、消費者法（夏期集中講義）	担当教員指定の日程による
	春夏学期 成績発表	8月19日（月）
	春夏学期 成績説明請求期間	8月19日（月）～8月26日（月）（土日祝日を除く）
	春夏学期 再試験・追試験	8月28日（水）
	春夏学期 最終成績発表 （夏期集中講義、エクスターンシップは別途発表となる場合があります。）	9月4日（水）
9	秋冬学期 履修登録期間	9月13日（金）～9月20日（金）
	秋冬学期 授業開始日（祝日授業日）	9月16日（月）
	祝日授業日	9月23日（月）
	創立記念日	9月24日（火）（授業あり）
10	2年次自由選択科目 法律相談クリニック	9月～1月（担当教員指定の日程による）
	エクスターンシップ 夏期 成績発表	10月2日（水）予定
	祝日授業日	10月14日（月）
11	祝日授業日	11月4日（月）
	（他曜日の授業開講日）木曜授業日	11月18日（月）
	（他曜日の授業開講日）金曜授業日（ビジネスロー・コースを除く）	11月19日（火）
	授業休業日	11月20日（水）～11月22日（金）補講の可能性あり
	ビジネスロー・コースのみ授業日	11月22日（金）
	一橋祭	11月22日（金）～11月24日（日）予定
1	2年次自由選択科目 エクスターンシップ 冬期	1月～2月（各自の日程による）
	共通到達度確認試験（1・2年次対象）	1月12日（日）
	秋冬学期・通年科目 試験期間	1月6日（月）～10日（金）
	冬・春季 授業休業期間	1月11日（土）～3月31日（月）
2	秋冬学期・通年科目 成績発表	1月30日（木）
	秋冬学期・通年科目 成績説明請求期間	1月30日（木）～2月6日（木）（土日祝日を除く）
	秋冬学期・通年科目 再試験・追試験	2月10日（月）
	秋冬学期・通年科目 最終成績発表 （エクスターンシップ、法律相談クリニックは、別途発表となる場合があります。）	2月14日（金）予定
	1年次進級試験	2月17日（月）
	エクスターンシップ 冬期、法律相談クリニック 成績発表	2月21日（金）予定
	1年次進級試験 成績発表	2月27日（木）
3	1年次進級試験再試験・追試験	3月3日（月）
	1年次進級試験再試験・追試験 成績発表	3月7日（金）
	学位記授与式（修了式）	3月18日（火）

2024年度法科大学院学年暦

※ビジネスロー専攻必修科目は千代田キャンパスの学年暦に基づき授業が実施されます

※LS…ロースクール（法科大学院）

※BLC…法科大学院3年次「ビジネスロー・コース」

2024.1.31時点

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11 (授業開始)	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

※4月29日（月）は祝日授業日

問題解決実践のみ4/8に第1回授業を行う

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※7月15日（月）は祝日授業日（補講等）

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※5月2日（木）は月曜授業日

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

夏季休業期間中も、以下の授業・行事等が行われます。

- ・金融商品取引法（証券先決）集中講義
- ・消費者法（大塚先決）集中講義
- ・会社法（小川先決）集中講義
- ・エクスタレーション
- ・法論文書作成ゼミ、法実務経験クリニック、模擬ゼミ 講義
- ・3年次後期 ビジネスロー・コース講義

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

※日付の左下の小さな数字は、各曜日の国立キャンパスの授業回数です。

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

※9月16日（月）、23日（月）は祝日授業日

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 エクステーションシップ 募集説明会(本 部)	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14 祝日授業日	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※10月14日(月)は祝日授業日

※2年次…法律相談クリニック(10月～1月)担当教員指定の日程

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1 (1)	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 (13)	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

LS秋冬学期試験期間(1/6～10)

秋冬学期成績発表
成績証明書請求期間
(1/30～2/6)

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 (4)	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18 水曜授業日	19 金曜授業日 (BLC除く)	20 休講	21 一橋法学部日 休講	22 BLC授業日 休講	23 (23)
24	25	26	27	28	29	30

※11月4日(月)は祝日授業日

※11月18日(月)は水曜授業日

※11月19日(火)は金曜授業日(BLC除く)

※11月22日(金)はBLC授業日

※11月20日(水)～22日(金)は全学年で一橋祭に係る
休講期間ですが、LSでは補講が入る可能性があります。

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11 (11)	12	13	14	15
16	17 1年次通級試験 期	18	19	20	21 エクステーションシップ 本部 ～募集説明会	22
23 (23)	24 (24)	25	26	27 1年次通級試験 成績発表	28	

冬季休業期間中も、以下の授業・行事等が行われます。

- ・エクステーションシップ
- ・次年度法学研究、発表ゼミⅠ 募集
- ・(修了予定者対象)科目等履修生 募集

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 1年次通級試験 再試験・通級試験	4	5	6	7 1年次通級試験 再試験・通級試験 成績発表	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18 修了式	19	20 (20)	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※日付の右下の小さな数字は、各曜日の国立キャンパスの授業回数です。

2. 教員の配置状況

2024 年 5 月 1 日現在

分類	職名	教 員 名	専門分野	担当授業科目	
				授業科目名	集・才・共
研・専	教授	本庄 武	刑法	刑法Ⅰ	
				刑法Ⅱ	
				刑事法演習Ⅰ	才
				刑事法演習Ⅱ	才
				問題解決実践	才
				法律文書作成ゼミ	才
				法学研究	
研・専	教授	石田 剛	民法	民法Ⅲ	
				民法Ⅳ	
				民事法演習Ⅲ	才
				問題解決実践	才
研・専	教授	相澤 美智子	労働法	労働法Ⅰ	
				労働法Ⅱ	
				発展ゼミⅠ（労働法）	
研・専	教授	仮屋 広郷	商法	会社法	
				問題解決実践	才
研・専	教授	小林 一郎	国際取引法	法律英語（涉外法務）	
				国際取引法	
研・専	教授	酒井 太郎	商法	企業法演習Ⅱ	
				商法総則・商行為・手形小切手	
研・専	教授	杉山 悦子	民事訴訟法	民事法演習Ⅱ	
研・専	教授	竹下 啓介	国際私法	国際私法Ⅰ	
				国際私法Ⅱ	
				発展ゼミⅠ（国際私法）	
研・専	教授	但見 亮	中国法	中国法	
研・専	教授	只野 雅人	憲法	公法演習Ⅰ	
				問題解決実践	才
研・専	教授	玉井 利幸	商法	企業法演習Ⅰ	
				外国法文献読解Ⅰ	
				問題解決実践	才
				法学研究	
研・専	教授	鳥山 泰志	民法	民法Ⅰ	

				民事法演習Ⅲ	オ
研・専	教授	水元 宏典	民事訴訟法	民事訴訟法	
				問題解決実践	オ
				エクスターンシップ	
研・専	教授	緑 大輔	刑事訴訟法	刑事訴訟法	
				刑事法演習Ⅲ	オ
				刑事証拠法	オ
				問題解決実践	オ
				法学研究	
研・専	教授	Middleton John Gregory	英米法	比較法制度論	オ
				英米法	
				発展ゼミⅡ（英米法）	
研・専	教授	山本 和彦	民事訴訟法	民事判例研究	オ
				倒産処理法Ⅰ	
				倒産処理法Ⅱ	
				発展ゼミⅡ（民事訴訟法）	
				法学研究	
研・専	准教授	石綿 はる美	民法	民事法演習Ⅰ	オ
				問題解決実践	オ
				発展ゼミⅡ（民法）	
				法学研究	
研・専	准教授	小峯 庸平	民法	民法Ⅱ	
				民事法演習Ⅰ	オ
				民事判例研究	オ
				問題解決実践	オ
				法学研究	
研・専	准教授	高橋 真弓	商法	企業法演習Ⅲ	
研・専	准教授	土井 翼	行政法	行政法応用	
				公法演習Ⅲ	
				法学研究	
研・専	准教授	柳 武史	経済法	独占禁止法Ⅰ	
				独占禁止法Ⅱ	
				発展ゼミⅠ（経済法）	
				法学研究	
実・専	教授	青木 孝之	刑事実務	模擬裁判（刑事）	集、共
				発展ゼミⅡ（刑事法）	共
				エクスターンシップ	

実・専	准教授	高平 奇恵	刑事訴訟法	導入ゼミ	
				法律相談クリニック	
				刑事実務概論	オ
				模擬裁判（刑事）	集、共
				発展ゼミⅡ（刑事法）	共
				エクスターンシップ	
実・み	教授	射手矢 好雄	ビジネスロー	企業法務Ⅰ（企業法務・交渉）	オ
				ワールド・ビジネス・ロー	オ
実・み	特任教授	道面 正朋	刑事実務	刑事法演習Ⅱ	オ
				刑事実務概論	オ
				模擬裁判（刑事）	集、共
				発展ゼミⅠ（刑事実務）	
実・み	特任教授	野田 聖子	民事実務	民事法務基礎	
				法曹倫理Ⅱ	
				模擬裁判（民事）	集
実・み	特任教授	森川 さつき	民事裁判	民事裁判基礎Ⅰ	
				民事裁判基礎Ⅱ	
兼担	教授	安藤 馨	法哲学	法哲学	
				比較法制度論	オ
兼担	教授	生貝 直人	情報法	情報法	
				【HBL】法務特別講義Ⅱ	
兼担	教授	井上 由里子	知的財産法	実践ゼミ（知的財産法）	オ
				【HBL】法務特別講義Ⅰ	オ
				【HBL】商標法・不正競争防止法	
兼担	教授	江藤 祥平	憲法	憲法Ⅱ	
				問題解決実践	オ
				発展ゼミⅡ（憲法）	共
				法学研究	
兼担	教授	角田 美穂子	民法	発展ゼミⅡ（リーガルイノベーション）	共
兼担	教授	田中 良弘	行政法	公法実務基礎	オ
				公法演習Ⅱ	
				問題解決実践	オ
兼担	教授	長塚 真琴	知的財産法	知的財産法Ⅰ	
				知的財産法Ⅱ	
				発展ゼミⅠ（知的財産法）	

兼任	教授	中西 優美子	E U 法	E U 法	
兼任	教授	野口 貴公美	行政法	行政法基礎	
兼任	教授	松園 潤一朗	日本法制史	比較法制度論	オ
				日本法制史	
兼任	准教授	麻川 倫広	知的財産法	実践ゼミ（知的財産法）	オ
				【HBL】法務特別講義Ⅰ	オ
兼任	准教授	権 容爽	国際関係学	国際関係学	
兼任	准教授	平良 小百合	憲法	憲法Ⅰ	
兼任	准教授	藤岡 祐治	租税法	租税法Ⅰ	
				租税法Ⅱ	
兼任	特任教授	王 雲海	比較刑事法	比較刑事司法	
				発展ゼミⅡ（比較刑事法）	
兼任	講師	有吉 尚哉	金融法	企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	オ
兼任	講師	飯田 高	法社会学	法と経済学	
兼任	講師	石井 裕介	会社法	実践ビジネスローⅠ	
兼任	講師	市川 充	会社法	法曹倫理Ⅰ	
兼任	講師	伊東 啓	金融法	企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	オ
兼任	講師	江崎 滋恒	独占禁止法	実践ゼミ（独占禁止法）	オ
兼任	講師	大澤 彩	消費者法	消費者法	集
兼任	講師	小川 祐之	法社会学	法社会学	集
兼任	講師	小田 勇一	民事実務	発展ゼミⅠ（民事実務）	
兼任	講師	織 朱實	環境法	環境法Ⅰ	
				発展ゼミⅠ（環境法）	
兼任	講師	嘉多山 宗	憲法	発展ゼミⅡ（憲法）	共
兼任	講師	葛野 尋之	刑事訴訟法	刑事法演習Ⅰ	オ
				問題解決実践	オ
兼任	講師	毛塚 衛	租税法	実践ゼミ（税法）	オ
兼任	講師	児玉 安司	医事法	医事法	オ
兼任	講師	小松 誠志	租税法	実践ゼミ（税法）	オ
兼任	講師	佐伯 昌彦	法社会学	法と心理学	
兼任	講師	佐藤 丈文	金融法	企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	オ
兼任	講師	佐藤 弥恵	国際経済法	国際公法Ⅱ	
兼任	講師	品谷 篤哉	商法	金融商品取引法	集
兼任	講師	島田 哲宏	租税法	実践ゼミ（税法）	オ
兼任	講師	下山 憲治	行政法	環境法Ⅱ	
兼任	講師	末 啓一郎	企業法務	実践ゼミ（国際経済法）	

兼任	講師	田中 康之	会計・企業財務論	実践ビジネスローⅡ	
兼任	講師	寺門 峻佑	企業法務	ワールド・ビジネス・ロー	オ
兼任	講師	戸倉 圭太	企業法務	企業法務Ⅰ（企業法務・交渉）	オ
兼任	講師	戸田 暁	知的財産法	実践ゼミ（知的財産法）	オ
兼任	講師	中尾 雄史	企業法務	ワールド・ビジネス・ロー	オ
兼任	講師	長屋 文裕	行政法	公法実務基礎	オ
兼任	講師	中山 ひとみ	医事法	医事法	オ
兼任	講師	贅田 健二郎	刑事法	刑事法演習Ⅲ	オ
				刑事証拠法	オ
兼任	講師	根本 剛史	金融法	企業法務Ⅱ（ファイナンス・買収）	オ
兼任	講師	増田 幸弘	社会法学	社会保障法	
兼任	講師	松原 拓郎	民事・刑事実務	少年法	
兼任	講師	南 諭子	国際環境法	国際公法Ⅰ	
				発展ゼミⅠ（国際法）	
兼任	講師	八木 敬二	民事訴訟法	民事執行法	
兼任	講師	山田 篤	独占禁止法	実践ゼミ（独占禁止法）	オ
兼任	講師	渡辺 豊	国際法学	国際公法Ⅲ	

教員分類別内訳

教員分類別内訳									
分類			所属	教授	准教授	講師	助教	計	
								うち、法曹としての実務の経験を有する者	
専任教員	専属専任教員	研究者・専任教員	法科大学院	16	5				21
		実務家・専任教員		1	1		2	2	
		実務家・みなし専任教員		4	0		4	4	
兼任教員（学内の他学部等の教員）				11	4				15
兼任教員（他の大学等の教員等）						37			37
合計				32	10	37	0	6	79